

平成21年度
秋田市子ども条例推進計画

平成21年4月

秋田市

～平成21年度秋田市子ども条例推進計画の発行にあたって～

秋田市子ども条例推進計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく「秋田市次世代育成支援行動計画」と次世代育成を重点・横断テーマと定め取り組んでいる「第11次秋田市総合計画」を基礎として、本市の子どもの育成に関する施策を取りまとめ、単年度計画として策定しております。

平成21年度の推進計画は、昨年度に実施した152の事業の進捗状況を記載するとともに、本年度に実施する155の事業の概要および成果目標等を掲げ、子ども関連施策の推移を分かりやすく示しました。また、累積実績を定量的に表すことができるものや主な事業について、章ごとに昨年度からの推進状況をまとめております。

さらに、20年度に重要な視点として取り上げた「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の実現に向けた取組の進展状況と、20年度に実施した「子どもの安全確保」に向けた本市の具体的な取組を考察しながら、「21年度の展望」を記載しました。

本市は、すべての子どもが健やかに生まれ、市民一人ひとりが未来を築く子どもの育成に誇りと喜びを感じることができる社会を目指し、子ども条例に掲げる理念の実現に努めてまいります。

平成21年4月

はじめに

このたび、本市は、「秋田市子ども条例推進計画（以下、「推進計画」という。）」を策定いたしました。

これは、平成18年5月5日に施行された「秋田市未来を築く子どもを育むための市民や社会の役割に関する条例（以下、「秋田市子ども条例」という。）」の定めによるものです。

推進計画の策定にあたっては、「秋田市子ども条例」がめざす社会の実現に向けて、着実に推進できることを主眼としました。

本市の子どもに関する施策は、平成16年度に策定した、長期計画「秋田市次世代育成支援行動計画」を基本として進められております。

平成17年度からは、企画調整部に男女共生・次世代育成支援室を設け、全庁横断的に子ども関連施策を実施しているところであります。

加えて、少子化対策により重点的集中的に取り組む必要があるとし、平成18年度に策定した「第11次秋田市総合計画」において、「次世代育成」を重点・横断テーマと定め、19-21期計画に具体的施策を掲げ、強化を図ることにしました。

「秋田市子ども条例」の目指すところは、「すべての子どもが健やかに生まれ、かつ市民一人ひとりが子どもの育成に誇りと喜びを感じることができる社会の実現を図る」ことにあります。

「秋田市次世代育成支援行動計画」では、基本理念を『みんなで育み 支え合う「子育て・^{まち}秋田育ち」～子どもの笑顔 しあわせ実感～』としており、その考えの基底に相違はないものです。

これらを踏まえ、本推進計画は、「秋田市次世代育成支援行動計画」と「第11次秋田市総合計画」を整合させた計画としました。

本市の子ども関連施策が、有機的作用によって、より効率的に推進されるよう努めてまいります。

※「平成19年度秋田市子ども条例推進計画」に掲載

目次

1	推進計画策定の基本的考え方	P 1
2	推進計画策定の視点	P 1
3	「秋田市次世代育成支援行動計画」と推進計画について	P 2
4	推進計画の活用について	P 3
5	秋田市子ども条例章別体系図の概要	P 4
6	秋田市子ども条例章別体系図	P 5
7	21年度の展望	P 8
8	推進計画策定からの進捗状況	P 12
9	推進計画	
9-1	子どもにとって大切なこと(秋田市子ども条例第2章)	P 14
ア	子どもの個の尊重(第4条)	
イ	子どもの意見表明(第5条)	
ウ	子どもの参加(第6条)	
エ	子どもの場の確保(第7条)	
オ	子どもの心身の健康(第8条)	
カ	子どもの安全確保(第9条)	
9-2	それぞれの役割(秋田市子ども条例第3章)	P 31
ア	家庭の役割(第10条)	
イ	学校等の役割(第11条)	
ウ	地域の役割(第12条)	
エ	職場の役割(第13条)	
9-3	市の責務(秋田市子ども条例第4章)	P 45
ア	市の責務(第14条)	
	参考:「秋田市子ども条例」	P 47

1 推進計画策定の基本的考え方

- (1) 「秋田市子ども条例推進計画」は、秋田市子ども条例第15条を根拠に策定します。

秋田市子ども条例
(推進計画) 第15条 市は、子どもの育成について、その政策を計画的に進めていくための基本となる計画(以下「推進計画」といいます。)をつくります。 2 市は、推進計画を策定するときは、この条例の趣旨に基づき、市民から意見等を求め、その反映に努めます。 3 市は、推進計画を策定したときは、分かりやすく公表します。

- (2) 推進計画は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づく長期計画として策定した「秋田市次世代育成支援行動計画」を基礎として、策定するものです。

「秋田市次世代育成支援行動計画」は、前期計画を平成17年度～21年度、後期計画を平成22年度～26年度とする長期計画であることから、推進計画をより実効性のある単年度計画と位置づけました。

2 推進計画策定の視点

- (1) 秋田市子ども条例の各章のうち、子どもの育成のために深く関わりがあるものとして、次の3つの章に着目しています。

第2章 子どもにとって大切なこと

第3章 それぞれの役割

第4章 市の責務

- (2) 3つの章に合わせて、既存計画に掲げる施策・事業を整理しています。

① 第2章から第4章の各章ごとに、「秋田市次世代育成支援行動計画」で掲げる49施策・173事業を整理しています。

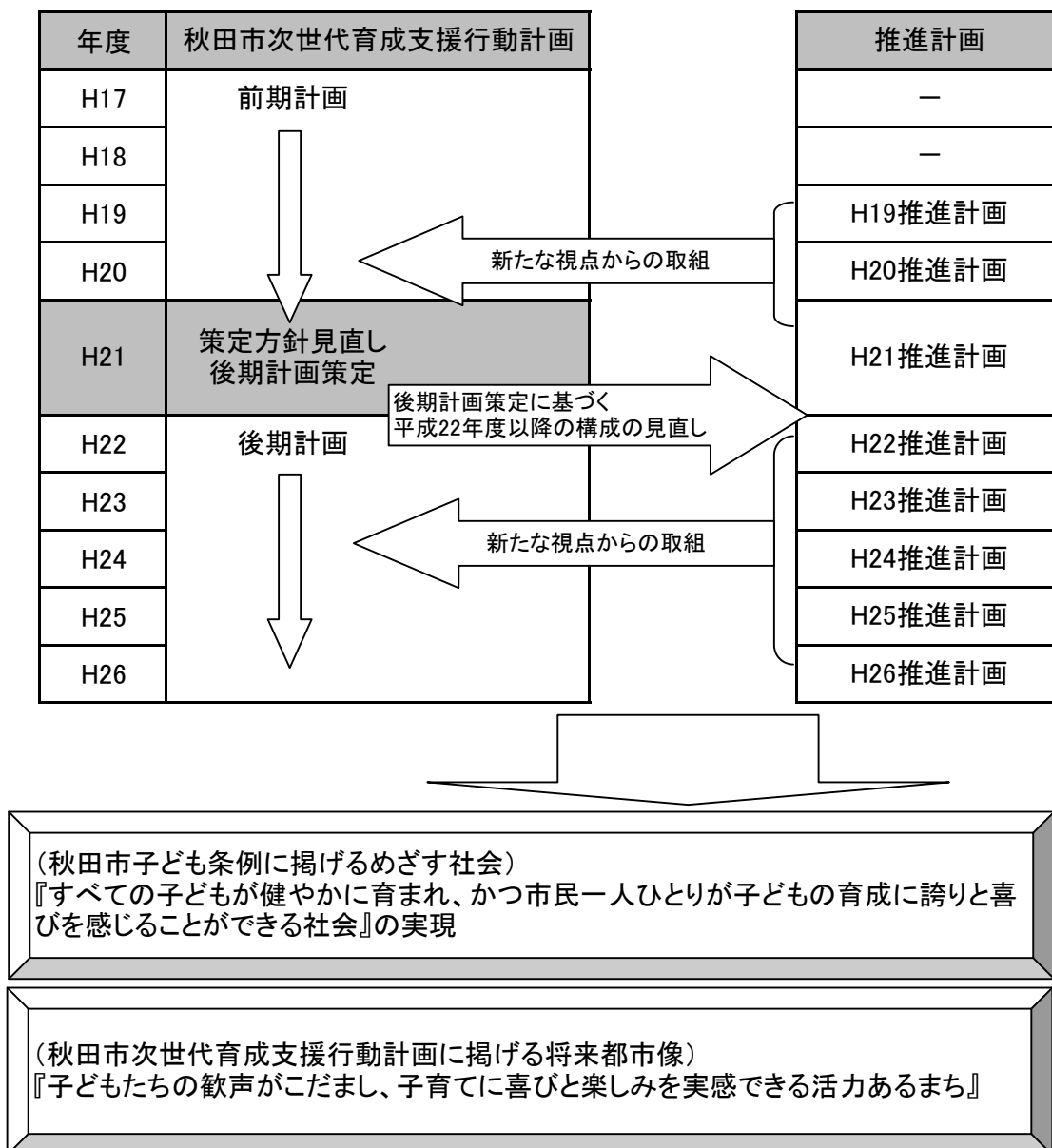
② 第2章から第4章の各章ごとに、「第11次秋田市総合計画」で示された重点・横断テーマである「次世代育成」の34主要施策・96事業を整理しています。

- (3) 整理した重点・横断テーマ「次世代育成」21年度実施計画事業について、事業概要と事業費、20年度の成果目標を示すとともに、20年度子ども条例推進計画の事業のすべてについて、その成果を示しております。(20年度に事業を完了し、21年度は実施しない事業を含む。)

- (4) また、第11次秋田市総合計画の最重要課題として掲げられた「家族・地域」や「雇用」などの切り口からの検証も加え、家族・地域の絆づくりの取り組みとの連携を図っております。

3 「秋田市次世代育成支援行動計画」と推進計画について

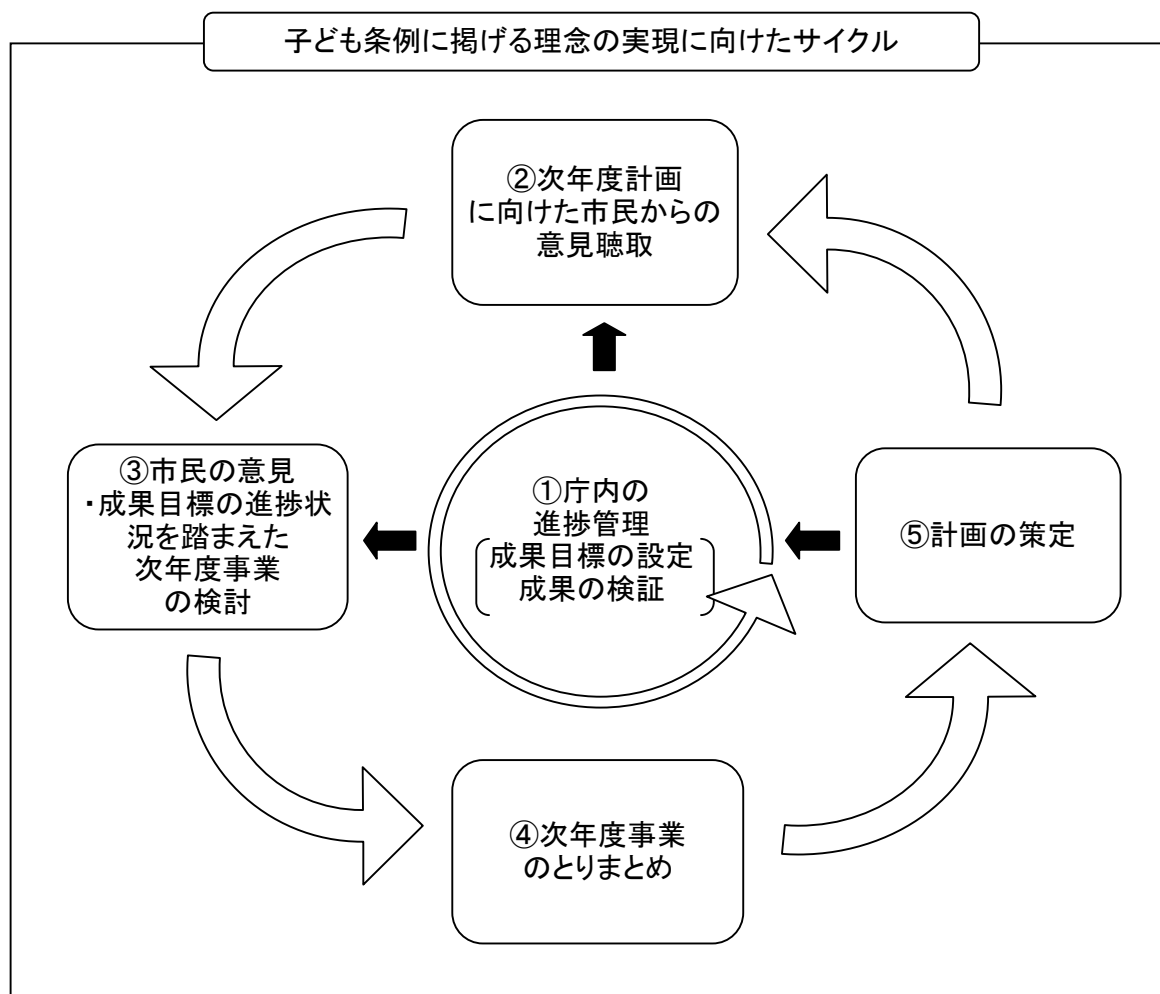
- (1) 「秋田市次世代育成支援行動計画」は、平成17年度～21年度を前期計画、平成22年度～26年度を後期計画とする長期計画です。
 推進計画は、行動計画を基礎として、新たな視点も加えた単年度ごとの計画であり、毎年策定することとしております。
- (2) 平成21年度は、「秋田市次世代育成支援行動計画」の前期5年の最終年度であるので、後期5年の策定方針について、見直し作業を行うとともに、推進計画の構成の見直しも行います。



4 推進計画の活用について

(1) 策定の手法

- ① 推進計画に掲げた事業の成果目標について、達成状況等を管理し、公表するとともに、めざすべき成果に近づけるべく、次年度計画に盛り込む事業を検討します。
- ② 計画策定後、めざすべき成果を実現するための事業のあり方について、広く市民から意見を聴取します。
- ③ 市民からの意見や成果目標の進捗状況を踏まえ、新たな視点からの取組も含めて、次年度計画に盛り込む事業(取組)を検討します。
- ④ 次年度計画に盛り込む事業(取組)をとりまとめます。
- ⑤ ①～④の工程を経て、毎年度、推進計画を策定します。



(2) 活用の仕方

- ① 進捗管理を行い、事業の達成度を計ります。
- ② 事業の達成度が低い場合、その原因と対応策を打ち出します。
- ③ 重点的に取り組む施策について、市民の意見などを取り入れます。

5 秋田市子ども条例章別体系図の概要

秋田市子ども条例の3つの章の視点から「秋田市次世代育成支援行動計画」と「第11次秋田市総合計画」重点・横断テーマ「次世代育成」を体系的に整理しました。

「秋田市子ども条例」の3つの章の視点	秋田市の既存計画	
	秋田市次世代育成支援行動計画	第11次秋田市総合計画重点・横断テーマ「次世代育成」
(1) 子どもにとって大切なこと(第2章) 子どもの個々の尊重 (第4条) 子どもの意見表明 (第5条) 子どもの参加 (第6条) 子どもの場の確保 (第7条) 子どもの心身の健康 (第8条) 子どもの安全確保 (第9条)	からだ(基本目標1) ころ(基本目標2) らし(基本目標3) あきた(基本目標4) みらい(基本目標5)	緑あふれる環境を備えた快適なまち(2章) 健康で安全安心に暮らせるまち(3章) 家族と地域を支えあう元気なまち(4章) 人と文化をはぐくむ誇れるまち(5章)
(2) それぞれの役割(第3章) 家庭の役割 (第10条) 学校等の役割 (第11条) 地域の役割 (第12条) 職場の役割 (第13条)	ころ(基本目標2) らし(基本目標3) あきた(基本目標4)	豊かで活力に満ちたまち(1章) 緑あふれる環境を備えた快適なまち(2章) 家族と地域を支えあう元気なまち(4章) 人と文化をはぐくむ誇れるまち(5章)
(3) 市の責務(第4章) 市の責務 (第14条)	基本理念	基本方針
3章 12条文	49施策 173事業	34主要施策 96事業

6 秋田市子ども条例章別体系図

(1) 子どもにとって大切なこと(秋田市子ども条例第2章)

秋田市子ども条例	秋田市次世代育成支援行動計画 (基本目標-施策)	第11次秋田市総合計画 重点・横断テーマ「次世代育成」 (章-節), (項-主要施策)	
条	施策	節	主要施策
子どもの 個の尊重 (第4条)	2-3 男女共生意識の啓発 3-13 男女共生意識の啓発(再掲)	4-1 家族や地域 を支える絆づ くり	1-1 家族・地域の絆づくりの意識啓発 1-2 家族・地域をつなぐ取り組みの推進 2-1 男女共生の意識啓発と実践
子どもの 意見表明 (第5条)	2-2 豊かな人間関係の構築 2-5 地域の児童健全育成の拠点とし ての対応 2-6 子ども会活動の支援	5-1 文化の創造	4-1 国際交流活動の推進
子どもの 参加 (第6条)	4-1 子育て支援のネットワークづくり	4-2 地域福祉の 充実	1-1 地域福祉活動の促進
子どもの 場の確保 (第7条)	2-4 子どもの体験活動機会の提供 3-1 児童虐待防止策の充実 3-2 多様な保育ニーズへの対応 3-3 保育需要への対応 3-4 保育環境の整備 3-5 保育料の負担軽減 3-6 放課後児童健全育成事業 3-7 ひとり親家庭等の自立支援の推進 3-9 子育て支援サービスの充実 4-2 地域子育て支援の核施設として の保育所の活用 5-3 青少年の健全育成活動の推進 5-7 公園の整備・管理	4-2 地域福祉の 充実	2-1 子育て支援体制の充実 2-2 保育サービス提供体制の整備
子どもの 心身の 健康 (第8条)	1-1 妊産婦保健の充実 1-2 乳幼児保健の充実 1-3 予防接種の充実 1-4 食育の充実 1-5 スポーツを通じた「からだ」と「こころ」 の育ちへの支援 1-6 健康教育・性教育の充実 1-7 小児医療体制の整備 1-8 医療費等の助成	3-2 安心して暮 らせる毎日の 実現	2-2 疾病の予防策の実施 2-3 感染症対策の実施 1-3 食育の推進
		5-1 文化の創造	3-1 スポーツ活動への支援 3-2 スポーツ施設の整備・活用
子どもの 安全確保 (第9条)	5-1 子どもを災害から守るための取り組み 5-2 防犯への配慮 5-4 交通安全の普及・啓発 5-5 人にやさしい道路環境の整備 5-6 人にやさしい道路環境の整備 (冬期) 5-7 公園の整備・管理 5-8 市営住宅の有効活用 5-9 公共交通の整備	2-2 都市基盤の 確立	4-2 地域内道路の整備と維持管理 5-2 バス交通機能の確保
		3-1 安全な生活 の実現	3-2 児童生徒の安全対策の実施 3-3 交通安全対策の実施

(2) それぞれの役割(秋田市子ども条例第3章)

秋田市子ども条例	秋田市次世代育成支援行動計画 (基本目標-施策)	第11次秋田市総合計画 重点・横断テーマ「次世代育成」 (章-節), (項-主要施策)	
条	施策	節	主要施策
家庭の役割 (第10条)	2-5 地域の児童健全育成の拠点としての対応 2-6 子ども会活動の支援 3-11 子育て力の向上 3-12 家庭教育に関する学習機会や情報の提供 4-6 市民活動の促進 4-3 家庭教育の強化 4-4 学校開放による地域コミュニティの創出	4-1 家族や地域を支える絆づくり	1-1 家族・地域の絆づくりの意識啓発 1-2 家族・地域をつなぐ取り組みの推進 2-1 男女共生の意識啓発と実践
学校等の役割 (第11条)	2-1 幼児教育の充実 2-2 豊かな人間関係の構築 2-4 子どもの体験活動機会の提供 2-7 心の健康づくり体制の充実 2-8 特別な支援を要する児童への支援 2-9 信頼される学校づくり、開かれた学校づくり 2-10 小中学校の選択機会の拡大 2-11 小・中学校情報教育環境の充実 3-8 障害のある子どもに対する支援	4-2 交流人口の拡大 2-1 環境の保全 5-2 教育の充実	1-2 観光資源の整備と有効活用策の実施 1-4 環境教育・学習の推進 1-1 学習機会の充実 1-2 学習環境の整備 1-3 青少年の健全育成の推進 2-1 幼児教育の充実 2-2 小・中学校の教育の充実 2-3 高等学校等の教育の充実 2-4 教育環境の整備 3-1 高等教育の内容の充実 3-2 高等教育の環境の整備
地域の役割 (第12条)	3-10 地域での子どもの健全育成 4-6 市民活動の促進 4-4 学校開放による地域コミュニティの創出 4-5 世代間交流	4-2 地域福祉の充実 4-3 市民の主体的な活動の実現	1-1 地域福祉活動の促進 1-1 地域の自治活動への支援 1-2 自治活動拠点の整備 2-1 市民活動の機会の拡充 2-2 市民活動に参加しやすい環境づくり
職場の役割 (第13条)	2-3 男女共生意識の啓発 3-14 子育てと仕事の両立の支援	1-1 商工業の振興	3-1 雇用創出の促進 3-2 人材育成と求職者への支援 3-3 働きやすい環境の整備

(3) 市の責務(秋田市子ども条例第4章)

秋田市 子ども条例	秋田市次世代育成支援行動計画	第11次秋田市総合計画 重点・横断テーマ「次世代育成」
条	基本理念	基本方針
第14条 市の責務	みんなで育み 支え合う 「子育ち・子育て・秋田(まち)育ち」 ～子どもの笑顔 しあわせ実感～	第2次ベビーブーム(昭和46年～49年)世代が三十代半ばとなった今が、少子化に歯止めをかける最後のチャンスととらえ、「子どもたちがたくましく健やかに育つ社会」「子どもを生み、育てることに喜びを感じることができる社会」への転換をはかります。

7 21年度の展望

ここでは、「20年度子ども条例推進計画」で重要な視点として取り上げた「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の実現に向けた取組の進展状況と、20年度に実施した「子どもの安全確保」に向けた本市の具体的な取組を考察しながら、21年度を展望します。

(1)「秋田県仕事と生活の調和推進会議」における議論～「提言・あきた働き方改革プラン」～

仕事と生活の調和の実現については、19年12月に「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、国に求められる役割として、国民の理解や政労使の合意形成を促進すること等により、国民運動を通じた社会的気運の醸成に積極的に取り組むことが重要である旨示されました。

これを受け、秋田労働局は20年7月に、労使、県・市、学識経験者等で構成される「秋田県仕事と生活の調和推進会議」を発足し、社会全体で働き方の改革を進め、仕事と生活の調和を実現するため、秋田県の特性を踏まえた目標設定等について議論しました。

同会議は3回にわたる議論のすえ、21年3月に、5年後(24年度)に秋田で働く一人ひとりの姿を念頭に置いた「提言・あきた働き方改革プラン」を策定し、「雇用の安定・創出の実現」、「健康で豊かな生活の実現」、「子育てや介護などに応じた多様な働き方の実現」の3項目を柱とした10項目にわたる数値目標の達成の必要性を、国(秋田労働局)に提言しました。

提言における数値目標(プランより抜粋)

I 雇用の安定・創出の実現

3 子育てなどをする女性の就職促進

- 24年度までの5年間でマザーズサロンにおける紹介就職件数 1,200人(19年度:206人)

※マザーズサロンとは、子育てをしながら就職を希望している方に対して、子ども連れで来所しやすい環境を整備した専門的なハローワークである。

など

III 子育てや介護などに応じた多様な働き方の実現

1 企業の子育て支援計画(次世代育成支援対策推進法の一般事業主行動計画)の策定・届出の普及促進

- 24年度までに101人以上企業における子育て支援計画の策定・届出率 100%(19年度:38.6%)

2 子どもが生まれる際の父親の休暇取得の促進

- 24年度までに子育て支援計画において子どもが生まれる際の父親の休暇取得に取り組む企業割合 101人以上企業の30%(19年度:101以上企業の10.8%)

など

また、この目標の実現にあたっては、「地方公共団体との連携はいうまでもなく、関係労使団体をはじめ各企業とそこで働く方々の協力が必要不可欠であることから、意見交換等を通じて連携を深めること」としています。

本市では20年10月に「ワーク・ライフ・バランス」をテーマに「家族・地域の絆づくりフォーラム」を開催し、本市出身の有識者による基調講演や講話、パネルディスカッションからなるフォーラムを開催しました。

参加者からは、「良かった」という評価とともに、「家族や地域に目を向ける機会となった」「大変感銘を受けた」といった感想が寄せられるなど、家族とともに過ごす時間やゆとりの大切さを見つめ直す機会となりました。

21年3月、本市が策定した「きずなでホットしていプラン～家族・地域の絆づくり行動計画～」では、「絆づくりの意識を高める」施策の一つとして、「ワーク・ライフ・バランスの促進」が掲げられたところです。

具体的な取り組み(プランより抜粋)

1(1)② ワーク・ライフ・バランスの促進

家族や地域において絆づくりを進めるためには、家族や地域で過ごす時間やゆとりが必要です。そのため、絆の大切さに対する企業の理解促進をはかり、市民が家族や地域で過ごす時間がもてるように、企業に対しワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進を働きかけます。

〈主な事業〉

・企業に対するワーク・ライフ・バランスの働きかけ

など

(2)安全安心対策推進本部における子ども条例第9条「子どもの安全確保」に向けた取組

ア 全市一斉通学路パトロールの実施

○趣旨・概要

本市でも、児童生徒が犯罪被害にあったり、不審者に関する情報が連続して寄せられたりするなど、子どもを取り巻く環境に不安が生じていました。このような状況から、児童生徒の不審者等による犯罪被害を未然に防止するために、参加者全員がボランティア活動として「全市一斉通学路パトロール」を実施しました。また、このパトロールにより、地域の安全は地域で守るという市民意識の高揚、職員も地域の一員であるという連帯意識の醸成を促すとともに、さらには公園等における危険箇所や、道路の破損等の危険箇所について子どもの目線から調査し、関係機関への改善要望を行ったところです。

○日時・場所

【第1回】

- ・日 時 平成20年5月29日(木) 18時～20時ころ
- ・場 所 市内全域の小学校通学路
- ・参加者 市職員、地域住民、企業・団体職員、警察関係者等 2,488名

【第2回】

- ・日 時 平成20年10月9日(木) 18時～20時ころ
- ・場 所 市内全域の小学校通学路
- ・参加者 市職員、地域住民、企業・団体職員、警察関係者等 2,266名

イ 子どもの安全伝言板の全戸配付

○趣旨・概要

市民が子どもたちの安全に強い関心と日常生活の中で常日頃から、子どもたちが安心にそして安全に過ごすことができるよう見守るという意識付けと行動についての啓発を図ることを目的とし、リーフレットを市内全戸に配付しました。

《リーフレットの掲載内容》

- ・防犯、交通安全、児童虐待防止、いじめ防止についての啓発
- ・地域、学校、家庭、警察、行政の連携と期待される役割について
- ・子どもに係る各種相談窓口の連絡先

○配付時期・部数

当該リーフレットは、平成21年3月27日(金)、秋田市内全戸(135,794戸)に対し配付しました。

(3)21年度の展望

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の実現に向けた取組は、先述のとおり、国を中心とした推進を基本としながらも、市としても今後積極的に取り組んでいくべき課題であると認識しています。

特に、秋田市子ども条例第10条・12条・13条では、家庭・地域・職場それぞれの役割を掲げており、仕事と生活の調和を図ることで、条文にあるような実践活動がより活発になると考えられる反面、各主体が子どもの健全育成活動を行う中で、仕事と生活の調和が実現され、より充実した生活を送ることができるとも考えられます。

このように両者は密接な関係にあることから、今後、本市の子ども施策の検討にあたっては、労使関係者を含めた会議を開催するなど、「仕事と生活の調和」の視点を十分に取り入れながら進めていきます。

また、子ども条例の前文にあるように「市民一人ひとりが、子どもに対してどのような人間になってほしいかというそれぞれの願いをもって、子どもの育成に主体的にかかわり、何をすべきかを共に考え、話し合い、共通の認識をもつこと」が望まれますが、(2)では、家庭・学校・地域と市が協働して実践している事例として「子どもの安全確保」の取組を紹介しました。今後も、市民と市が共通の認識を持ちながら、子どもを取り巻く課題に協働して対応していくことが望まれます。

「子どもの安全確保」について子ども条例では、「市と市民は、子どもを犯罪、交通事故、いじめ、児童虐待等の被害および子どもを取り巻く有害な環境から守る活動等の推進により、子どもが健やかに成長することができる安全で良好な環境づくり」に努めることとなっています(第9条)。

この理念を実現するため、すでに市内の各地域には、PTAを始め自主的に活動している多くの団体があります。これら日夜活動している各団体が、より効果的な活動が行えるよう、相互の連携や情報共有ができる場の必要性が高まっています。本市では、このような場の提供を始め、行政としてどのような支援や協働ができるのかについても検討して参ります。

さらに今年度は、次世代育成支援対策推進法に基づく「秋田市次世代育成支援行動計画」の後期計画(計画期間:22年度～26年度)を策定することとしています。策定にあたっては、子ども条例の理念を十分に反映させることで、本市計画の大きな特色としていきたいと考えているところです。

8 推進計画策定からの進捗状況

《推進計画全体》

	20年度	21年度	増減	19～21年度累積	21年度事業の区分		
	決算見込額(千円)	予算額(千円)	(千円)	(千円)	継続	追加	廃止
合計	14,848,909	14,029,095	-819,814	38,581,115	146	9	6

8-1 子どもにとって大切なこと(秋田市子ども条例第2章)

	20年度	21年度	増減	19～21年度累積	21年度事業の区分		
	決算見込額(千円)	予算額(千円)	(千円)	(千円)	継続	追加	廃止
第4条	7,234	7,417	183	19,960	2	0	0
第5条	2,353	1,347	-1,006	4,999	1	0	0
第6条	375	892	517	1,615	1	0	0
第7条	4,205,379	4,770,596	565,217	10,281,093	32	0	3
第8条	5,784,279	5,996,229	211,950	17,465,755	19	2	0
第9条	718,845	692,238	-26,607	1,877,107	6	2	0
合計	10,718,465	11,468,719	750,254	29,650,529	61	4	3

○主な事業の20年度の成果と21年度の目標

・家族・地域の絆づくり推進事業(決算見込額:4,094千円 → 予算額:3,795千円)

(成果)20年10月、「ワーク・ライフ・バランス」をテーマに「家族・地域の絆づくりフォーラム」を開催し、家族とともに過ごす時間やゆとりの大切さを見つめ直す機会とした。

(目標)21年度は市制120周年を迎え、「絆」をメインテーマとした記念事業に取り組むとともに「絆の日」「絆の週間」を設定し、各絆づくり事業を展開することで、市民の絆づくり意識の醸成をはかる。

・国際平和推進事業(決算見込額:2,353千円 → 予算額:1,347千円)

(成果)原爆被害の実相について、戦争を知らない世代に正しく伝え、平和意識の高揚を図るため、児童生徒の夏休み期間中に「ヒロシマ原爆展」を開催した。

(目標)中央図書館明德館において、被爆資料展・講話朗読会を開催し、全小中学校へDVDを配付するなど、平和意識の高揚を図る事業を展開する。

8-2 それぞれの役割(秋田市子ども条例第3章)

	20年度	21年度	増減	19～21年度累積	21年度事業の区分		
	決算見込額(千円)	予算額(千円)	(千円)	(千円)	継続	追加	廃止
第10条	4,094	3,795	-299	9,685	1	0	0
第11条	2,912,475	2,099,720	-812,755	7,113,882	72	3	3
第12条	1,187,893	425,845	-762,048	1,721,250	8	1	0
第13条	24,098	28,970	4,872	81,774	2	1	0
合計	4,128,560	2,558,330	-1,570,230	8,926,591	83	5	3

○主な事業の20年度の成果と21年度の目標

・【再掲】家族・地域の絆づくり推進事業(決算見込額:4,094千円 → 予算額:3,795千円)

(成果)21年3月、家族や地域で絆づくりを進めるため、「きずなでホットしていプラン(家族・地域の絆づくり行動計画)」を策定した。

(目標)「家族・地域の絆づくり行動計画」を基に、人と人とのつながりを深め、連帯感をはぐくむ施策・事業を展開します。

・環境学習・啓発事業(決算見込額:3,941千円 → 予算額:3,700千円)

(成果)校内外において環境学習の有効な手段である「こどもエコクラブ」活動の活性化等を実施した。

(目標)引き続き意識啓発活動を推進する。

・自然科学学習館経常事業(決算見込額:5,858千円 → 予算額:5,758千円)

(成果) 青少年の知的好奇心を高め、科学的な見方を広げ解明する力を養う自由参加型体験学習を展開した。

(目標) 引き続き青少年の自由参加型体験学習を展開する。

・適応指導センター「すくうる・みらい」運営事業

(決算見込額:8,983千円 → 予算額:3,371千円)

(成果) 不登校児童生徒に対して集団に適応できるよう個別指導したほか、保護者・教職員に対する支援を行った。

(目標) 引き続きこれらの事業を推進する。(※専任指導員、指導・相談員の報酬を人件費に移行。)

・特別支援教育推進事業(決算見込額:49,963千円 → 予算額:964千円)

(成果) 障害のある児童生徒が長時間の学校行事に参加する際、サポーターを派遣する学校行事等支援、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対し、障害の程度、学級の実情等に応じてサポーターを派遣する学級生活支援、日本語の理解が十分でない児童生徒に理解の程度に応じてサポーターを派遣する日本語指導支援を行った。

(目標) 引き続きこれらの事業を推進する。(※サポーター謝礼を人件費に移行。)

・「はばたけ秋田っ子」教育推進事業(決算見込額:3,621千円 → 予算額:3,487千円)

(成果) 「中学校文化フェスティバル」や「中学生サミット」を開催したほか、複数の学校が協力して実施する「学校群合同体験活動」を実施し、感動体験の充実を図り、豊かな感性を育む活動を行った。

(目標) 引き続きこれらの事業を推進する。

・就業支援事業(決算見込額:3,658千円 → 予算額:8,528千円)

(成果) 高校生を対象に、早期離職の抑制やしつかりとした職業観を持つための講座等を実施した。

(目標) 引き続きこれらの事業を推進する。

8-3 市の責務(秋田市子ども条例第4章)

	20年度	21年度	増減	20~21年度累積	21年度事業の区分		
	決算見込額(千円)	予算額(千円)	(千円)	(千円)	継続	追加	廃止
第14条	1,884	2,046	162	3,995	2	0	0

○主な事業の20年度の成果と21年度の目標

・次世代育成支援の推進および秋田市次世代育成支援行動計画後期計画策定経費

(決算見込額:1,884千円 → 予算額:2,046千円 ※金額は両事業の合計)

(成果) 「平成20年度子ども条例推進計画」を策定し、子ども条例関連事業の体系化を図った。

(目標) 「平成21年度子ども条例推進計画」を策定するとともに、次世代育成支援行動計画の後期計画を策定する。

9 推進計画

9-1 子どもにとって大切なこと(秋田市子ども条例第2章)

ア 子どもの個々の尊重(4条)

秋田市子ども条例

(子どもの個々の尊重)

第4条 市と市民は、子どもが一人の人間としてその人格や個性が尊重されるとともに、子ども自身においても、自己を大切にするとともに他者をも尊ぶことの大切さを学び、自覚できる社会環境づくりに努めます。

目標および取組方針

本条は、子どもの個々の尊重として、人格や個性が尊重されることはもちろん、子ども自身が自分と他人を尊ぶことの大切さを学び、自覚できるようにすることを示しています。

子どもが成長していくうえで、多くは、家庭生活や家族との関係性から価値観や社会性を身につけます。そのため、家族・家庭を出発点として、お互いの思いやりやいたわりのこころを持つことができるように、家族・地域の絆づくりや男女共生の推進を図ります。

平成21年度事業費計

7,417 千円

〈単位:千円〉
()内は予算額

事業名 および担当課	事業概要	事業費・成果目標 21年度予算	事業費・成果 20年度決算見込み
家族・地域の 絆づくり推進事業 (企画調整課)	「家族・地域の絆づくり」は3年目を迎え、21年3月策定の「家族・地域の絆づくり行動計画」を基に、人と人とのつながりを深め、連帯感をはぐくむ施策・事業を展開します。 また、21年度、市制120周年を迎え、「絆」をメインテーマとした記念事業に取り組むとともに、「絆の日」「絆の週間」を設定し、各絆づくり事業を展開することで、市民の絆づくり意識の醸成をはかります。	3,795 ・若者の対話とふれあいの場創出 ・絆づくりフォーラム ・ハートフル絆映画上映会 ・「絆の日」「絆の週間」の設定	4,094 (4,500) ・絆づくり教育プラン ・若者の対話とふれあいの場創出 ・絆づくりフォーラム ・ハートフル絆映画駅伝 ・行動計画の構築 ・絆づくり市民意識調査
男女共生の推進 (男女共生・次世代育成支援室)	フォーラム、セミナー、出張講座、研修会、男女共生推進会議を開催するほか、啓発資料の作成や情報配信サービスを行い、子どもが自然に男女共生意識をはぐくむことができる環境づくりに努めます。	3,622 ・フォーラム 5回 ・セミナー 5回 ・出張講座 9回 ・研修会 2回 ・推進会議 2回 ・啓発資料配布数 3,000部 ・情報配信 5回	3,140 (3,795) ・フォーラム 2回 ・セミナー 5回 ・出張講座 14回 ・研修会 2回 ・推進会議 2回 ・啓発資料配布数 3,000部 ・情報配信 5回

イ 子どもの意見表明(第5条)

秋田市子ども条例

(子どもの意見表明)

第5条 市と市民は、子どもが、自分で思ったこと、考えたこと、感じたことを素直に、かつ、自由に表現するとともに、意見および希望として表明することができるよう、子どもの年齢および成長を相応に考慮しつつ、必要な支援に努めます。

目標および取組方針

本条は、子どもが自分自身の思いや考えを表現し、それを表明できるようにすることを示しています。

学業としての意見発表とは別の場で、本市の施策や事業の中で、平和への希望や思うところなどを、自分なりに表明ができるよう、子どもの参加の機会の提供を図ります。

平成21年度事業費計

1,347 千円

※再掲分は含まない

〈単位:千円〉

()内は予算額

事業名 および担当課	事業概要	事業費・成果目標 21年度予算	事業費・成果 20年度決算見込み
国際平和推進事業(ヒロシマ原爆展開催事業) 国際平和推進事業((仮称)ヒロシマ・ナガサキ原爆資料展・講話朗読会)【新規】 (企画調整課)	多くの市民に、戦争や核兵器の恐ろしさ、平和の大切さ、生命の尊さへの理解を深めてもらい、市民の平和意識の高揚をはかるため、本市が加入する日本非核宣言自治体協議会の各種事業を活用し、中央図書館明徳館において、被爆資料展・講話朗読会を開催するほか、啓発看板の掲示等を行います。	1,347	2,353 (3,233) ・入場者 5,800人 ・全小中学校への被爆体験者講話会DVDの配布 ・市政テレビ番組、広報あきた等での紹介
「はばたけ 秋田っ子」教育推進事業【再掲(11条)】 (学校教育課)	市内の中学生が日頃取り組んでいる文化活動を発表し合う「中学校文化フェスティバル」や中学生が一つのテーマに基づいて自ら企画し行動する「中学生サミット」を開催するほか、複数の学校が協力して合同体験を実施する「学校群合同体験活動」を実施し、感動体験の充実を図ります。	3,487	3,621 (3,621) 学校群合同体験活動 ・小学校実施グループ 6 ・中学校実施グループ 1

ウ 子どもの参加(第6条)

秋田市子ども条例

(子どもの参加)

第6条 市と市民は、子どもの自主性および主体性を大切にしながら、社会参加などの促進が図られるよう必要な支援に努めます。

目標および取組方針

本条は、子どもが強制されるのではなく自主性と主体性をもって、さまざまな活動に参加できるようにすることを示しています。

子どもが、社会の中でその一員として関わりを持ちながら育つことは、これからの社会づくりの大きな力となることを、市民が共通認識として持つことができるよう施策を進めます。

平成21年度事業費計

892 千円

※再掲分は含まない

(単位:千円)
()内は予算額

事業名 および担当課	事業概要	事業費・成果目標 21年度予算	事業費・成果 20年度決算見込み
子育て支援 ネットワーク 事業 【拡充】 (子ども未来 センター)	地域全体で子育て支援に取り組む体制を整え、地域主導による子育て支援活動を継続できるよう支援するため、北部地域において、地域の子育て支援団体や保育所、幼稚園等子育ての関係者等を代表とする連絡会議や、支援者研修会等子育て支援事業を協働して実施します。平成20年度には、新たに河辺・雄和地域をモデル地域とし、活動を支援していきます。	892 ・ネットワーク連絡会議 9回 ・研修会 3回 ・子育て支援イベント 1回 ・実行委員会 3回	375 (384) ・ネットワーク連絡会議 7回 ・研修会 2回 ・子育て支援イベント 2回 ・実行委員会 5回
動物園応援団 事業 【再掲(11条)】 (大森山動物園)	子どもから大人まで広く市民の応援を得ながら動物園の活性化対策を実施します。 動物園利用の各種特典を付けたアニマルペアレント事業を立ち上げます。	0 事業概要のとおり	0 (0) 事業概要のとおり
環境学習・啓 発事業 【再掲(11条)】 (環境企画課)	小学校4年生から始まる環境学習に使用する副読本を作成し市内全小学校に配布したり、総合的な学習時間で行う環境についての学習会等に講師を派遣するほか、校内外において環境教育の有効な手段である「こどもエコクラブ」活動の活性化を図ります。 また、各種イベントへの出展、市民の自発的な研修会の支援などあらゆる機会を捉え市民の意識高揚を図ります。	3,700 ・こどもエコクラブ 40クラブ 1,500名	3,941 (4,177) ・こどもエコクラブ 44クラブ 1,641名
農業体験学習 推進対策事業 【再掲(11条)】 (農林総務課)	市内の小学校を対象に農業・農村の魅力と役割について理解促進に努めるため、農業体験や農業に関する講習会等の活動を行います。 また、保育園、地区PTA、サークルなどの団体を対象として、奥椿岱地区第一市民農園や体験学習館を活用し、広く市民に食育活動を推進します。	500 ・実施校 5校 新規2 継続3	400 (500) ・実施校 5校 新規1 継続4

〈単位:千円〉
 ()内は予算額

事業名 および担当課	事業概要	事業費・成果目標 21年度予算	事業費・成果 20年度決算見込み
生涯学習・社会教育推進経費 【再掲(11条)】 (生涯学習室)	市民の高度化・多様化している「学び」のニーズに対応した学習機会の提供や情報提供、指導者・講師の養成や確保に努め、生涯学習・社会教育の推進を図ります。また、子ども会の活動を推進し、児童の健全育成を図ります。	5,269 ・生涯学習・社会教育の推進 ・子ども会活動の推進	3,378 (3,713) ・生涯学習・社会教育の推進 ・子ども会活動の推進

エ 子どもの場の確保(第7条)

秋田市子ども条例

(子どもの場の確保)

第7条 市と市民は、子どもが遊び、学び、集うことができる場とともに、心の居場所が確保されるよう必要な支援に努めます。

目標および取組方針

本条は、子どもが生きていくうえで必要な場として、「遊び、学び、集う」場とともに、「心の居場所」を確保することを示しています。

子どもの成長には、さまざまな経験を重ねて育つ場所に加えて、安心して自分らしくいられる場所も必要です。家庭や地域や学校で、そういった場が自然なかたちでつくられたり利用できることが望ましいと考えますが、場の確保が難しい状況になったとき、必要に応じて利用できるサービスを提供するなど、環境整備に努めます。

平成21年度事業費計 4,770,596 千円

※再掲分は含まない

〈単位:千円〉
()内は予算額

事業名 および担当課	事業概要	事業費・成果目標 21年度予算	事業費・成果 20年度決算見込み
在宅子育てサポート事業 (児童家庭課)	1歳以上の就学前児童を在宅で子育てしている保護者に対し、市が設定する複数のプランに利用できる子育てサポートクーポン券を交付し、その利用実績に応じて、保護者から委任された事業者等に対して補助金を交付します。	40,230 ・交付率87.5% ・利用率80.0%	37,777 (39,438) ・交付率 80%
児童短期入所生活援助事業 (ショートステイ) (児童家庭課)	一時的に家庭での養育が困難となる児童を児童福祉施設等において、最大7日以内で養育・保護します。実施施設は、秋田赤十字乳児院、感恩講児童保育院、聖園天使園、秋田わかばハイムの4カ所です。	946 ・施設数 4	334 (607) ・施設数 4
児童夜間養護等事業(トワイライト事業) (児童家庭課)	恒常的に保護者の帰宅が遅い家庭や、保護者が休日に不在となる家庭の児童を母子生活支援施設等に通所させ、生活指導を行います。実施施設は、秋田婦人ホームと聖徳会若草ハイムの2カ所です。一日あたり利用者負担額は、平日は1,500円、休日は2,700円です。	1,777 ・施設数2	1,357 (539) ・施設数 2
ひとり親家庭児童保育援助費 (児童家庭課)	前年中の所得税が1,500円未満で、就労等により児童を保育施設に入所させているひとり親家庭の保育料等の一部を補助します。(すこやか子育て支援事業に組み入れられた)	20,619 ・幼稚園 108人 ・認定認可外保育施設 102人 ・へき地 3人	17,164 (25,079) ・幼稚園 101人 ・認定認可外保育施設 92人 ・へき地 0人

〈単位:千円〉
 ()内は予算額

事業名 および担当課	事業概要	事業費・成果目標 21年度予算	事業費・成果 20年度決算見込み
ひとり親家庭 自立支援事業 【拡充】 (児童家庭課)	自立促進のための資格取得講座を無料で開催します。母子家庭の自立に結びつくと思われる講座を受講した場合、その受講料の2割相当額を補助する「自立支援給付金事業」を実施します。また、ひとり親家庭の母に対して、就職に有利な資格の取得を促進し、生活の負担を軽減するため、受講期間の一定期間所定額を支給する「母子家庭高等技能訓練促進費事業」を新たに実施します。	3,785 ・就労支援により、ひとり親家庭の自立促進を図る。	981 (1,544) ・就労支援により、ひとり親家庭の自立促進を図る。
秋田市母子寡婦福祉連合会補助金 (児童家庭課)	秋田市母子寡婦福祉連合会の運営および活動に対して補助金を交付します。	240 ・円滑な運営の推進	240 (240) ・円滑な運営の推進
ファミリー・サポート・センター運営事業 (子ども未来センター)	次世代育成支援行動計画に子育て支援施策として位置づけられており、在宅の母親の子育てを支援するとともに、残業や子どもの病気の時など子育てと仕事の両立のための環境整備を図ります。 ファミリー・サポート・センターに登録した利用会員の子どもを、協力会員の自宅で預かる会員制の相互援助活動です。	6,595 ・見込み会員数 1,830人 うち 協力会員 275人 両方会員 55人 利用会員 1,500人	6,464 (6,587) ・見込み会員数 1,713人 うち 協力会員 255人 両方会員 44人 利用会員 1,414人
子ども未来センター運営事業 (子ども未来センター)	遊び場機能を備えた総合的な子育て支援を行う施設として、地域子育て支援、育児サークルの支援、情報提供等のほか、子育てや女性の悩み相談、児童虐待の予防等を市民や関係課所室と連携し、総合的に子育て支援施策を推進します。	20,519 ・子ども未来センター利用者および事業参加者数 90,000人 ・要保護児童対策地域協議会会議 10回	20,280 (20,708) ・子ども未来センター利用者および事業参加者数 88,297人 ・要保護児童対策地域協議会会議 10回
児童保護措置費 (児童家庭課)	母子生活支援施設および助産施設に対して運営費を支給します。	142,751 ・入所措置による、児童の福祉向上	123,015 (140,568) ・入所措置による、児童の福祉向上
母子寡婦福祉資金貸付事業 (児童家庭課)	母子家庭および寡婦の経済的自立と児童の福祉向上のため、修学資金・就学支度資金などを貸し付けます。	46,728 ・平成21年度貸付利用者見込 101人	40,541 (55,473) ・平成20年度貸付利用者見込 90人
保育所運営費 (児童家庭課)	私立認可保育所に対して運営費を支給します。	3,320,293 ・平成21年度人員見込 39,371人	3,065,887 (3,200,251) ・平成20年度人員見込 38,160人
公立保育所障害児保育事業 (児童家庭課)	保育に欠ける集団保育が可能な障害のある就学前児童のうち、特別児童扶養手当、身体障害者手帳、療育手帳交付対象児童は中度障害児として、小児療育センターなど専門機関からの診断書等を持つ児童は軽度障害児として、私立認可保育所での受入れを促進することを目的に、受入れ先の施設に対し保育士加配の補助を行います。	36,035 ・臨時保育士 18人	29,255 (35,072) ・臨時保育士 17人

〈単位:千円〉
 ()内は予算額

事業名 および担当課	事業概要	事業費・成果目標 21年度予算	事業費・成果 20年度決算見込み
私立保育所障 害児保育事業 (児童家庭課)	保育に欠ける集団保育が可能な障害のある 就学前児童のうち、特別児童扶養手当、身体障 害者手帳、療育手帳交付対象児童は中度障害 児として、小児療育センターなど専門機関から の診断書等を持つ児童は軽度障害児として、私 立認可保育所での受入れを促進することを目 的に、受入れ先の施設に対し保育士加配のた めの補助を行います。	16,184 ・中度 11人 ・軽度 11人	16,010 (15,300) ・中度 12人 ・軽度 13人
公立保育所低 年齢児受入拡 大事業 (児童家庭課)	21年度から保育所運営費で措置	— —	20,855 (25,399) ・臨時保育士 18人
病児・病後児 保育事業(病 後児対応型) (児童家庭課)	病気回復期で集団保育が困難な児童を事業実 施施設で預かります。	11,420 ・施設数 2	11,499 (11,634) ・施設数 2
病児・病後児 保育事業(体 調不良児対応 型) (児童家庭課)	児童が保育中に微熱を出すなど体調不良と なったが、保護者が勤務等の都合で直ちに迎え に来られない場合に、保護者が迎えに来るまで の間預かる当日の緊急対応等を行います。	8,820 ・施設数 2	8,820 (8,820) ・施設数 2
公立保育所延 長保育促進事 業 (児童家庭課)	延長保育を実施する保育所に保育士賃金相 当分を補助することにより、延長保育を推進し ます。	50,609 ・施設数 15 ・パート保育士 30人 ・給食パート 4人	43,914 (50,865) ・施設数 15 ・パート保育士 26人 ・給食パート 4人
私立保育所延 長保育促進事 業 (児童家庭課)	延長保育を実施する私立認可保育所に対し、 保育士の加配・配置について補助することによ り、延長保育を推進します。	169,023 ・施設数 29	165,605 (168,255) ・施設数 29
私立保育所休 日保育事業 (児童家庭課)	休日保育を実施する私立認可保育所に対し、 保育士の配置について補助することにより、休 日保育の推進を図ります。	3,087 ・施設数 4	3,150 (3,465) ・施設数 4
公立保育所一 時・特定保育 事業 (児童家庭課)	認可保育所の充足率が高くなり一時保育の需 要に十分対応できない状況にあるとともに、保 護者の就労形態の多様化に伴い通常保育の要 件(週4日以上就労、1日実働5時間以上勤務) に満たない世帯においても保育需要が増加して いることから、こうした世帯等に対し保育サー ビスの提供を行います。	16,405 ・臨時保育士 9人	15,661 (16,064) ・臨時保育士 9人
私立保育所一 時保育事業 (児童家庭課)	一時保育を実施する私立認可保育所に対し、 保育士の配置について補助することにより、一 時保育事業の推進を図ります。	28,890 ・施設数 27	21,330 (34,830) ・施設数 25

〈単位:千円〉
 ()内は予算額

事業名 および担当課	事業概要	事業費・成果目標 21年度予算	事業費・成果 20年度決算見込み
すこやか子育て支援事業 (児童家庭課)	認可保育所、へき地保育所、認可外保育施設に入所している1歳以上の児童で所得制限内の場合、保育料の1/4(H17.4.1以前生まれ)又は1/2(H17.4.2以降生まれ)を助成します。また、第3子以降(H18.4.1以前生まれ)の保育料の全額を補助し、子育て費用の軽減を図ります。	202,468 ・認可外保育施設 998人 ・へき地保育所 63人	184,709 (168,456) ・認可外保育施設 897人 ・へき地保育所 60人
へき地保育所運営委託事業 (児童家庭課)	山間地などの諸条件に恵まれない4地域(太平・山谷・金足西・上新城)の就学前児童の福祉の向上を図るため、へき地保育所を設置し、運営を各地区へき地保育所運営委員会に委託します。	33,621 ・施設数4	36,265 (33,679) ・施設数 4
認定保育施設助成事業 (児童家庭課)	認可外保育施設のうち、一定の基準を満たす施設を認定保育施設として認定し、補助金を交付することで入所児童の処遇向上、認可保育所入所待機児童の受け皿としての機能強化を図るため、認定保育施設18か所に対し、補助金を交付します。	28,106 ・施設数 18	26,976 (28,325) ・施設数 18
乳児養育支援金給付事業 (児童家庭課)	20年度事業終了。	— —	43,820 (176,773) ・対象者見込 1,468人
岩見三内保育所改築事業 (児童家庭課)	20年度事業終了。	— —	19,535 (19,748) ・改築工事着工による、児童福祉の増進
保育所バス更新経費 (児童家庭課)	新市建設計画で予定している河辺地区・雄和地区の保育所バスを更新します。	9,400 ・河辺中央・戸島両保育所バスの更新	3,649 (3,700) ・雄和中央保育所バスを更新
保育所整備等経費 (児童家庭課)	公立保育所15か所と土崎ポートハイム、へき地保育所4か所の施設や備品を整備し、入所児童、入所者の処遇向上を図ります。	10,446 ・児童福祉の増進	7,630 (7,770) ・児童福祉の増進
河辺保育所(仮称)整備事業 【拡充】 (児童家庭課)	新市建設計画および過疎計画の掲載事業である河辺地域における児童福祉施設整備推進事業のうち、老朽化が顕著である河辺中央・戸島両保育所を統合し新たに河辺保育所(仮称)の整備を実施し、保育環境の整備推進を図ります。	374,020 ・建設工事着工による、児童福祉の増進	3,202 (3,363) ・建設工事に関する事前調査および設計業務
児童福祉施設整備費補助金 (児童家庭課)	保育所等の入所児童の処遇改善を図るため、老朽施設などの大規模修繕等の施設整備を行います。	90,274 ・施設数 1	151,880 (162,560) ・施設数 1

〈単位:千円〉
 ()内は予算額

事業名 および担当課	事業概要	事業費・成果目標 21年度予算	事業費・成果 20年度決算見込み
地域福祉計画 推進経費 (福祉総務課)	第2次秋田市地域福祉計画に位置づけた各 取組みを推進します。	322 ※本事業の成果は、 計画に位置づけた各 取組みに反映されるも のである。	1,032 (1,668) ・21～25年度の5年間 を計画期間とする第2 次秋田市地域福祉計 画を策定した。
ふれあいのま ちづくり事業 (地域支援事 業) (福祉総務課)	主に高齢者を対象とした市民の多様な福祉 ニーズに対応するための相談窓口である「ふれ あい福祉相談センター」を設置します。 福祉協力員(見守りが必要な世帯への問題解 決の橋渡し役)を設置し、研修会を開催します。 地区社会福祉協議会ごとに、高齢者宅を中心 に見守り・声かけ運動を通して、地域住民のつ ながりの再構築をめざす「地域福祉活動ネット ワーク事業」を実施します。	4,268 ・福祉協力員設置地 区数 38地区	4,434 (4,434) ・福祉協力員設置地 区数 35地区
ボランティアセ ンター運営事 業 (福祉総務課)	福祉ボランティアの活動希望者と派遣希望者 を結ぶ機能として、秋田市ボランティアセンター にコーディネータを設置し、福祉ボランティアの 登録・紹介・調整・相談業務を行うほか、ボラン ティア養成講座を開催し、ボランティア活動の啓 発・広報活動等を行い、市民が相互に助け合い 支え合う社会の実現につなげていきます。	3,430 ・福祉ボランティアの 実登録者数 970人	3,473 (3,761) ・福祉ボランティアの 実登録者数 1,004人
民生委員活動 推進事業 (福祉総務課)	民生委員・児童委員および民生児童委員協議 会の活動を促進するため、報償費・負担金を支 給するほか、民生児童委員協議会の事務局関 連業務を行う。また、委員の任期満了に伴う一 斉改選関係業務を、3年に1度行う。	60,535 ・地域ぐるみの子育て ・子育て支援活動の充 実	60,058 (60,592) ・地域ぐるみの子育て ・子育て支援活動の充 実
社会福祉施設 産休等代替職 員配置経費 (福祉総務課)	児童福祉施設等の職員の出産および傷病に よる長期休業時、代替職員の任用に係る経費 を補助します。	8,750 ・産休:産前産後8週 間(80日) 17人 ・療養:30日経過後60 日以内(20日) 1人	8,577 (8,577) ・産休:産前産後8週 間 23人
放課後子ども プラン推進事 業(放課後児 童健全育成事 業) 【再掲(11条)】 (生涯学習室)	保護者会や社会福祉法人等に運営を委託し、 昼間、保護者のいない家庭の児童を放課後に 受入れ、健全育成活動を実施します。	56,225 ・実施施設数 28施設	50,727 (52,196) ・実施施設数 26施設

〈単位:千円〉
 ()内は予算額

事業名 および担当課	事業概要	事業費・成果目標 21年度予算	事業費・成果 20年度決算見込み
放課後子ども プラン推進事 業(放課後子 ども教室推進 事業) 【再掲(11条)】 (生涯学習室)	放課後の子どもたちに健全な遊びの場と、 様々な体験・交流・学習の機会を提供し、安全・ 安心な子どもの居場所づくりを推進します。	39,966 ・安全管理員77名 ・学習アドバイザー 19名 ・コーディネーター 2名 ・遊びのコーディネーター 2名	34,025 (34,638) ・安全管理員77名 ・学習アドバイザー 14名 ・コーディネーター 1名 ・遊びのコーディネーター 2名
児童館運営体 制強化事業 【再掲(11条)】 (生涯学習室)	利用児童数が多く、かつ建物の構造上、指導 に支障が生じる児童館等を3人体制とし、行き 届いた遊びの指導を実施します。	9,288 ・児童厚生員数 9名増	9,266 (9,351) ・児童厚生員数 9名増
児童厚生施設 等関係経費 【再掲(11条)】 (生涯学習室)	各児童館等に遊びの指導を行う児童厚生員 を2人以上配置し、子どもに健全な遊びの場・ 機会を提供します。	10,813 ・児童館等の適切な運 営	13,872 (13,872) ・児童館等の適切な運 営

オ 子どもの心身の健康(第8条)

秋田市子ども条例

(子どもの心身の健康)
 第8条 市と市民は、子どもが心身ともに健やかに、かつ、たくましく成長することができるよう必要な支援に努めます。

目標および取組方針

本条では、子どもの心とからだを、健やかに、かつ、たくましく成長できるようにすることを示しています。
 心身の健康は、だれもが願うことです。特に子どもの健康は、家族にとっただけでなく、社会の未来のためにも重要です。
 生まれた子どもだけでなく、生まれる前の段階から健康に配慮すべきとの認識のもと、心身ともに健康でいられるための援助や相談を、施策として進めていきます。

平成21年度事業費計 5,996,229 千円

※再掲分は含まない

(単位:千円)
 ()内は予算額

事業名 および担当課	事業概要	事業費・成果目標 21年度予算	事業費・成果 20年度決算見込み
特定不妊治療 費助成事業 (保健予防課)	特定不妊治療(体外受精・顕微授精)を受けた夫婦に対し、1回の治療につき10万円まで、1年度あたり2回を限度に通算5年間助成します。 (ただし、夫婦の前年所得の合計額が730万円未満の方)	17,555 175件	18,401 (16,035) 130件
妊産婦保健事業 【拡充】 (保健予防課)	妊婦健康診査の一般健康診査を14回に拡充するほか、新たに子宮頸がん検査を実施し、妊婦の健康管理をさらに充実します。 また、妊産婦および新生児に対する訪問指導や、健康相談を行い、安心して妊娠、出産するための環境づくりに努めます。	220,277 ・妊婦健診(16回) 一般健診14回 (感染症検査、超音波検査含む) 子宮がん検査1回 妊婦歯科健診1回 延べ 36,801人 ・妊産婦訪問・相談の実施	128,399 (136,456) ・妊婦健診(10回) 一般健診7回 感染症検査1回 超音波検査1回 妊婦歯科健診1回 延べ 21,831人 ・妊産婦訪問・相談の実施
母子保健事業 (保健予防課)	妊婦を対象に母子健康手帳を交付するとともに、妊娠・出産等に関する情報提供や相談を行います。 また、乳幼児を持つ保護者を対象に、事故予防やむし歯予防等の育児に関する情報提供や相談を行います。	679 ・母子健康手帳 2,600部 ・健康教育・相談の実施	653 (676) ・母子健康手帳 2,500部 ・健康教育・相談の実施

〈単位:千円〉
 ()内は予算額

事業名 および担当課	事業概要	事業費・成果目標 21年度予算	事業費・成果 20年度決算見込み
育児支援事業 【拡充】 (保健予防課)	<p>・「こんにちは赤ちゃん訪問事業」 育児不安や育児ストレス等を防ぐための育児支援として、生後4か月までの乳児のいる家庭への全戸訪問を行います。</p> <p>・「親サポート事業」 7か月児および1歳6か月児健康診査において、親の心身の健康状態や育児状況を確認し、必要な支援を行います。</p> <p>※親サポート事業の予算は、乳幼児健康診査事業に計上。</p>	<p>5,476</p> <p>・乳児訪問 (実施期間 通年) 2,000件 内、育児支援事業予算分は1,428件</p> <p>・親サポート 7か月児健診 (実施期間通年) 2,500人 1歳6か月健診 (実施期間通年) 2,500件</p>	<p>2,142 (2,694)</p> <p>・乳児訪問 (実施期間7～3月) 647件 内、育児支援事業予算分は482件</p> <p>・親サポート 7か月児健診 (実施期間7～3月) 2,222人 1歳6か月健診 (実施期間5～3月) 2,145件</p>
乳幼児健康診査事業 (保健予防課)	<p>乳幼児の発達異常や疾病の早期発見と保健指導により乳幼児の健全な発達・発育を促すために乳幼児健康診査を行うとともに、事後指導として、専門スタッフにより経過観察クリニックおよび養育指導教室を実施します。</p>	<p>77,372</p> <p>・集団健診 1歳6か月児2,401人 3歳児 2,368人 精密健診 (1歳6か月児、3歳児) 1,130人</p> <p>・個別健診 4か月児2,549人 7か月児2,560人 10か月児2,347人 2歳児歯科1,872人</p>	<p>74,374 (76,544)</p> <p>・集団健診 1歳6か月児2,401人 3歳児 2,368人 精密健診 515人</p> <p>・個別健診 4か月児2,496人 7か月児2,500人 10か月児2,425人 2歳児歯科1,743人</p>
栄養指導事業 (保健予防課)	<p>妊娠期および乳幼児期からの望ましい食習慣、生活習慣が確立できるよう、妊婦および乳幼児をもつ保護者を対象に、食生活や歯科保健に関する情報提供や相談を行います。</p>	<p>278</p> <p>離乳食教室、幼児食教室、マタニティ食生活講座の実施</p>	<p>307 (307)</p> <p>離乳食教室、幼児食教室、マタニティ食生活講座の実施</p>

〈単位:千円〉
 ()内は予算額

事業名 および担当課	事業概要	事業費・成果目標 21年度予算	事業費・成果 20年度決算見込み
福祉医療費給付事業 (障害福祉課)	医療費の自己負担分を次のとおり助成します。 (県単) 乳幼児(未就学児)の入院・通院(所得制限あり) 0歳児、市区町村民税所得割非課税世帯の乳幼児は全額、それ以外の未就学児は半額助成(上限あり) ひとり親家庭等の児童(18歳に達した後の3/31まで・所得制限あり) 重度心身障害児(者)(身体障害者手帳1～3級、療育手帳A・社保本人のみ所得制限あり) 高齢身体障害者(65歳以上の身体障害者手帳4～6級・所得制限あり、社保本人非該当) (市単) 乳幼児(未就学児) 県制度の所得制限超過世帯の0歳児の入院および通院の全額助成、1歳児の入院および通院の半額助成(上限あり)、2歳児以上の入院の半額助成(上限あり)	1,863,115 制度に則り、医療給付事業の実施	1,813,208 (1,943,758) 制度に則り、医療給付事業の実施
未熟児養育医療給付事業 (保健予防課)	入院が必要となる未熟児に対して、医療の給付を行います。	28,989 337件	30,805 (20,677) 299件
小児慢性特定疾患治療研究事業 (保健予防課)	対象疾患に罹患する18歳未満の児童に対し、医療費の給付を行います。	112,063 395件	113,104 (110,225) 395件
夜間休日応急診療所運営管理費 (保健総務課)	診療時間および診療科目 夜間(19:30～22:30): 小児科、耳鼻咽喉科 休日(09:30～15:30): 小児科(在宅診療として眼科)	76,862 夜間、休日および年末年始における市民の初期救急医療を確保するため、夜間休日応急診療所を運営する。	69,350 (69,417) 夜間、休日および年末年始における市民の初期救急医療を確保するため、夜間休日応急診療所を運営する。 利用者数(見込) 夜間 4,261人 (小児科 3,195人、耳鼻咽喉科 1,066人) 休日 2,474人 (小児科 2,191人、眼科 283人)
児童手当費 (市民課)	家庭における生活の安定に寄与するとともに次代の社会を担う児童の健全な育成および資質の向上に資することを目的として、小学校修了前の児童を養育する父母または養育者に支給します。(所得制限あり)	1,988,275 ・児童手当の適正な支出	1,999,580 (2,020,900) ・児童手当の適正な支出

〈単位:千円〉
 ()内は予算額

事業名 および担当課	事業概要	事業費・成果目標 21年度予算	事業費・成果 20年度決算見込み
児童扶養手当 費 (児童家庭課)	父と生計を同じくしていない児童を育成している家庭の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、児童の福祉の向上を図ります。 児童扶養手当の受付事務と交付事務のほか、認定・支払・債権管理などを行います。	1,278,931 ・平成21年4月1日現在の受給者数見込 2,838人	1,233,070 (1,258,877) ・平成20年4月1日現在の受給者数見込 2,773人
食に関する指導の研修会 【追加】 (学事課)	朝食を食べない児童生徒の割合を減らす取組の一環として、栄養教諭、学校栄養職員を中核に、教職員等と連携しながら、「食に関する指導のあり方」についての研修会を開催します。	0 ・研修会の開催	— (—) —
予防接種事業 (健康管理課)	予防接種法に基づく予防接種を次のとおり実施します。 ・個別接種6(麻しん風しん、三種混合、二種混合、日本脳炎、BCG、インフルエンザ) ・集団接種(ポリオ) ・基礎疾患を有する子どもを対象とした特別予防接種 ・健康被害者に対する医療費等の支給	290,200 ・個別予防接種5 延べ27,766人 ・集団接種1 延べ5,095人 ・特別予防接種 延べ34人	272,059 (272,110) ・個別接種5 延べ23,305人 注)インフルエンザ 対象者は65歳以上 ・集団接種1 延べ3,348人 ・特別予防接種 延べ31人 (2月末現在)
感染症予防事業 (健康管理課)	感染症法に基づき、子どもを含む感染症患者の入院措置、移送、診査協議会開催、消毒および医療費の負担を行います。 また、学校等における発生予防のための啓発や健康教育、健康診断等を実施します。	820 ・市民向け研修会2回 ・健康教育17回	787 (820) ・市民健康講座2回 ・健康教育17回
結核対策事業 (健康管理課)	感染症法に基づき、子どもを含む患者の入院勧告や医療費の負担、服薬支援を行います。また、感染症の危険のある接触者に健康診断を行います。	5,195 ・登録患者数115人	5,856 (4,930) ・登録患者数120人
結核予防費補助金 (健康管理課)	感染症法に基づき、私立学校、福祉施設の定期健康診断の実施経費に対し補助金を支給します。	1,957 ・対象校15校	1,969 (2,058) ・対象校15校
エイズ予防対策事業 (健康管理課)	エイズ相談・検査(性感染症検査含む)および肝炎ウイルス検査を実施するとともに予防啓発を行います。また、エイズ・性感染症について学校現場への情報提供します。	1,977 ・エイズクリニック受検者330人	1,700 (1,734) ・エイズクリニック受検者360人

〈単位:千円〉
 ()内は予算額

事業名 および担当課	事業概要	事業費・成果目標 21年度予算	事業費・成果 20年度決算見込み
市民スポーツ 活動普及振興 事業 (スポーツ振興課)	子どもを含む、多くの市民のスポーツに親しむ環境づくりを進めるため、次の事業を実施します。 ・市民スポーツ活動普及振興事業 スポーツ大会等開催やスポーツ団体育成および地域スポーツ活動普及に関する業務を(財)秋田市体育協会に委託 ・学校体育施設開放事業 開放事業用屋外用具庫を計画的に設置	14,621 ・全市一斉スポーツレクリエーション大会(9月第2日曜日)の参加者 30,000名 ・全市一斉ラジオ体操のつどい(小学校夏期休業初日)の参加者 14,000名 ・ちびっこスポーツのつどいの参加者 1,900名 ・ちびっこ雪まつりの参加者 140名	16,095 (16,095) ・全市一斉スポーツレクリエーション大会(9月第2日曜日)参加者30,125名 ・全市一斉ラジオ体操のつどい(小学校夏期休業初日)参加者14,930名 ・ちびっこ雪まつり(1月31日)参加者145名
エンジョイス ポーツ推進事 業 (スポーツ振興課)	市民スポーツの振興を図り、幼児から高齢者まで広く市民が生涯スポーツに親しむことができる環境づくりを進めるため、各種スポーツ教室を開催します。	4,700 ・幼児スポーツ教室(5月～6月)の参加者 1,000名	2,420 (2,830) ・幼児スポーツ教室(5月～6月)参加者1,014名 ・市民のスポーツに関する意識を調査し、適切な進行管理につとめるためにアンケート調査を実施
保健体育振興 経費 【追加】 (スポーツ振興課)	市民に身近な体育施設を地域のスポーツ活動に開放し、健康・体力の保持増進を図る。	6,887 学校体育施設の開放事業の利用者数(一般除く) 450,000名	— (—) —
「心の教室相談員」活用調査研究事業 【再掲(11条)】 (学校教育課)	生徒が悩みや不安を気軽に話せる第三者的な存在として、中学校に「心の教室相談員」を配置します。	507 ・配置校 5校 ・時間 512時間	381 (761) ・配置数 2校 ・時間 384時間 20年度決算見込額は、県からの委託金が半額に減額されたことによる。

カ 子どもの安全確保(第9条)

秋田市子ども条例

(子どもの安全確保)

第9条 市と市民は、子どもを犯罪、交通事故、いじめ、児童虐待等の被害および子どもを取り巻く有害な環境から守る活動等の推進により、子どもが健やかに成長することができる安全で良好な環境づくりに努めます。

目標および取組方針

本条では、子どもが、安全で良好な環境で生活していけるようにすることを示しています。

地域での安全安心なまちづくり、交通事故防止活動、通学路などの道路環境整備、学校でのいじめや家庭での虐待の防止活動など、市、保護者、学校関係者、地域住民、市民一人ひとりが子どもに関心を寄せて、社会全体で安全で良好な環境をつくるよう努めます。

平成21年度事業費計

692,238 千円

〈単位:千円〉
()内は予算額

事業名 および担当課	事業概要	事業費・成果目標 21年度予算	事業費・成果 20年度決算見込み
児童虐待防止 推進事業 【新規】 (子ども未来セン ター)	児童虐待問題に対する市民の関心の喚起を図るため、児童虐待防止推進月間(11月)に合わせ、市民・関係機関を対象とした児童虐待防止フォーラムを開催します。	580 ・児童虐待防止推進 フォーラムの開催	— (—) —
安全安心対策 推進経費 (子どもの安全 確保) (安全安心対策 推進本部)	児童生徒を中心とした子どもたちの安全を確保するため、事故予防、犯罪予防の観点から環境整備を効率的に進めるとともに、関係団体との連携を効果的に進められるよう策定した子どもの安全確保プランを公表し、その検証と見直しに向けた総合調整を実施。 PTAなど、地域で子どもの安全確保に取り組んでいる各種団体間の情報共有の場を設定する。	0 ・「秋田市子どもの安全確保プラン」の公表 ・住民団体間の情報交換の場を提供	2,054 (2,351) ・意識啓発リーフレットの作成・配付
小学校警備事 業 (学事課)	小学生が安心して学校生活を送ることができるよう、市立小学校に警備員を各校1名配置し、各学校の実情に応じ、不審物、不審者等の対応を行います。	41,991 ・警備員の配置 47校	40,415 (42,228) ・警備員の配置 47校
防犯活動推進 経費 【追加】 (地域振興課)	市民が安心して生活できる環境を整備するため、警察や防犯協会等関係機関と連携して、地域ぐるみの防犯活動を推進します。	989 ・補助 3防犯協会	988 (1,209) ・補助 3防犯協会

〈単位:千円〉
 ()内は予算額

事業名 および担当課	事業概要	事業費・成果目標 21年度予算	事業費・成果 20年度決算見込み
交通安全対策 経費 (生活総務課)	交通事故を防止するため、幼児と高齢者への交通安全教育を行うとともに、交通安全意識を高めるため、交通安全活動団体への支援や連携を行い、効果的な交通安全活動を実施します。	19,156 ・交通事故死者数 7人以下 ・交通事故死傷者数 1,800人以下	18,875 (19,605) ・交通事故死者数 8人 ・交通事故死傷者数 1,821人
バス交通総合 改善事業 (都市計画課)	市民生活の移動手段として重要な役割を担うバスを中心に、市民・事業者等との連携・役割分担のもと、児童・生徒を含む市民の移動手段の確保と充実をはかるため、郊外部における不採算路線のマイタウン・バス運行を継続するとともに、引き続き本市に適した公共交通体系の具体化について調査研究を行います。	57,522 ・運行路線数 6	75,821 (38,279) ・運行路線数 6
道路改良事業 (道路建設課)	交通量の多い路線を優先し、道路敷を有効利用して拡幅改良等の整備を進め、子どもや高齢者をはじめ市民にとって安全で快適な道路環境への改善を図ります。	392,000 ・27路線 L=1,570mの整備	433,392 (463,000) ・21路線 L=2,279mの整備
電線共同溝整 備事業 (道路建設課)	無電柱化推進計画(H21～H25)に基づき、秋田市地域防災計画における緊急輸送路等を整備し、子どもや高齢者をはじめ市民にとって安全で快適な歩行空間を確保します。 ・H19～H23年度 秋田環状1号線 L=1,180m ・H21～H25年度 川尻広面線(川元工区)L=1,200m	180,000 ・秋田環状1号線 L=410mの整備 ・川尻広面線 詳細設計	147,300 (147,300) ・秋田環状1号線 L=410m (一部を21年度に繰越 する)

9-2 それぞれの役割(秋田市子ども条例第3章)

ア 家庭の役割(第10条)

秋田市子ども条例

(家庭の役割)

第10条 家庭は、子どもにとって最も身近で、最も小さな社会的単位としての成長の原点であるという認識の下、子どもの育成について、次の役割を果たすよう努めます。

- (1) 家族は、互いのきずな、愛情および触れ合いを大切にしながら、子どもの心身のよりどころとしての家庭環境づくりを図ること。
- (2) 保護者は、子どもと共に育ち合う中で、子どもが、自ら学び、自ら考え、自らを変えていく力など、育つ力を蓄え、発揮していくことができるよう図ること。
- (3) 保護者は、子どもと共に語り、考え、行動しながら、子どもが基本的な生活習慣や社会のきまりを身に付けていくことができるよう図ること。

目標および取組方針

本条では、「家庭の役割」について、次の3つが示されています。

- ①家族は、子どもの心身のよりどころとなる家庭環境をつくること。
- ②保護者は、子どもが育つ力を蓄え、発揮できるようにすること。
- ③保護者は、子どもが生活習慣やきまりを身につけることができるようにすること。

子どもにとって、最も身近で、最も小さな社会的単位である「家庭」の役割は、人間形成の基礎づくりとして大きなものです。秋田市が新たな主眼として掲げる「家族・地域の絆づくり」は、市民全体のしあわせの礎であることを踏まえ、その意識をより浸透させていくため取り組みます。

平成21年度事業費計

3,795 千円

〈単位:千円〉
()内は予算額

事業名 および担当課	事業概要	事業費・成果目標 21年度予算	事業費・成果 20年度決算見込み
家族・地域の絆づくり推進事業【再掲】 (企画調整課)	「家族・地域の絆づくり」は3年目を迎え、21年3月策定の「家族・地域の絆づくり行動計画」を基に、人と人とのつながりを深め、連帯感をはぐくむ施策・事業を展開します。 また、21年度、市制120周年を迎え、「絆」をメインテーマとした記念事業に取り組むとともに、「絆の日」「絆の週間」を設定し、各絆づくり事業を展開することで、市民の絆づくり意識の醸成をはかります。	3,795 ・若者の対話とふれあいの場創出 ・絆づくりフォーラム ・ハートフル絆映画上映会 ・「絆の日」「絆の週間」の設定	4,094 (4,500) ・絆づくり教育プラン ・若者の対話とふれあいの場創出 ・絆づくりフォーラム ・ハートフル絆映画駅伝 ・行動計画の構築 ・絆づくり市民意識調査

イ 学校等の役割(第11条)

秋田市子ども条例

(学校等の役割)

第11条 学校等は、それぞれの設置目的、理念等に基づき、子どもの育成における重要な社会的使命を担うことを認識し、次の役割を果たすよう努めます。

- (1) 子どもが集団の中で可能性を開花させていくために必要な、豊かな人間性および社会性をはじめ、自ら課題を見つけ、自ら考え、自ら解決していく力や基礎学力など、生きる力を、子どもの心身の発達段階に応じて育てていくこと。
- (2) 子どもの発達段階に応じた、喜び学ぶ場、遊ぶ学びの場および生きる学びの場としての環境づくりを図ること。

目標および取組方針

本条では、「学校等の役割」について、次の2つが示されています。

- ①子どもの「生きる力」を育てていくこと。
- ②子どもが学ぶための「環境づくり」を図ること。

「学校等」は、子どもに基礎学力を身につけさせるだけでなく、生きる力、豊かな人間性や社会性の形成など、その育成に大きな役割を担っています。そのため、子どもの発達段階に応じた集団の中での遊びや学び、体験学習の場の提供などに加え、ハード面の整備など様々な環境づくりに努めます。

平成21年度事業費計

2,099,720 千円

〈単位:千円〉
()内は予算額

事業名 および担当課	事業概要	事業費・成果目標 21年度予算	事業費・成果 20年度決算見込み
動物園ミル ヴェおもしろ事 業 (大森山動物園)	新しい発想とアイデアを活かした次のようなソ フト事業を展開し、子どもから大人まで広く市民 とって、より魅力ある動物園とするため、様々な 情報を提供します。 ・コミュニケーションの発行 ・ホームページの充実 ・イベントの実施 ・報道等への情報提供 他	1,357 ・各種イベントの実施 ・各種情報の発信	1,082 (1,357) ・各種イベントの実施 ・各種情報の発信
命の学び事業 (大森山動物園)	子どもを対象としたふれあい体験、飼育体験、 出前ふれあい授業等を実施します。 教育機関との連携による「ミルヴェ・スクール」 を実施します。 研修ホールを活用した学習会・講演会を実施 します。 教育プログラムに沿った園内活動を実施しま す。	745 ・ふれあい教室 ・なかよしタイム ・えさやり体験	2,335 (2,359) ・ふれあい教室 ・なかよしタイム ・ポニー乗馬
動物園応援団 事業 (大森山動物園)	子どもから大人まで広く市民の応援を得なが ら動物園の活性化対策を実施します。 動物園利用の各種特典を付けたアニマルペ アレント事業を立ち上げます。	0 事業概要のとおり	0 (0) 事業概要のとおり

〈単位:千円〉
 ()内は予算額

事業名 および担当課	事業概要	事業費・成果目標 21年度予算	事業費・成果 20年度決算見込み
環境学習・啓 発事業 (環境企画課)	小学校4年生から始まる環境学習に使用する副読本を作成し市内全小学校に配布したり、総合的な学習時間で行う環境についての学習会等に講師を派遣するほか、校内外において環境教育の有効な手段である「こどもエコクラブ」活動の活性化を図ります。 また、各種イベントへの出展、市民の自発的な研修会の支援などあらゆる機会を捉え市民の意識高揚を図ります。	3,700 ・こどもエコクラブ 40クラブ 1,500名	3,941 (4,177) ・こどもエコクラブ 44クラブ 1,641名
農業体験学習 推進対策事業 (農林総務課)	市内の小学校を対象に農業・農村の魅力と役割について理解促進に努めるため、農業体験や農業に関する講習会等の活動を行います。 また、保育園、地区PTA、サークルなどの団体を対象として、奥椿岱地区第一市民農園や体験学習館を活用し、広く市民に食育活動を推進します。	500 ・実施校 5校 新規2 継続3 ・農業体験活動団体	400 (500) ・実施校 5校 新規1 継続4 ・農業体験活動団体 5
自然科学学習 館経常事業 (自然科学学習 館)	市民の科学に対する関心と、次代を担う青少年の知的好奇心を高める、科学的な見方を広げ解明する力を養う自由参加型体験学習を展開します。	5,758 ・年間来館者数 120,000人 ・開館以降累計 来館者数 100万人突破	5,858 (5,858) ・自主事業参加者 実績数 (定員制) 3,145人 ・共催事業参加者 実績数 (一部定員制有) 6,693人 ・年間総来館者数 (上記2件含む) 平成21年3月末現在 218,311人
図書館システ ム経費 (中央図書館 明德館)	図書館システムに導入された各種サービスの拡充を図るとともに、図書館間の連携および利用度を高め、子どももさらに利用しやすいようにします。	15,588 ・各種サービスの浸透 ・子ども向け行事のP R強化	15,588 (15,588) ・各種情報の発信 ・ネットによる資料予 約の増加
移動図書館車 更新事業 【新規】 【追加】 (中央図書館 明德館)	平成22年度より、図書館遠隔地の小学校に対し学校巡回サービスを開始するために移動図書館車を更新します。従来の巡回コースを見直し、より多くの子どもに図書館利用の機会を提供します。	— ・学校を含めた巡回日 程の計画 ・学校巡回用の児童 書の購入、整備	— (18,242) ※20年度予算だが、 21年度に繰り越し
明德館経常事 業 (中央図書館 明德館)	講座、講演会、資料展などを開催し、子どもから大人まで、生涯にわたる読書活動や調査活動のきっかけをつくとともに、資料を整備します。	2,658 ・各種講座、講演会、 資料展の開催 ・生涯にわたる読書活 動の推進	2,598 (2,598) ・こどもの読書週間関 連資料展の開催 ・大規模なおはなし会 を2回開催 ・夏休み子ども講座を 開催 ・児童文学作家による 文化講演会を開催 ・冬休み小学生図書 館体験を開催 ・おはなしの会を毎週 開催

〈単位:千円〉
 ()内は予算額

事業名 および担当課	事業概要	事業費・成果目標 21年度予算	事業費・成果 20年度決算見込み
明德館図書資料整備費 (中央図書館 明德館)	子どもから大人までの、多方面にわたる知的活動を支援する資料を収集・保存するとともに、現在までつながれてきた人類の知的財産を次世代に伝えるため維持・管理します。	13,390 ・各種資料を収集、維持、管理、提供	12,804 (12,804) ・児童書 約1,500冊購入
明德館河辺分館経常事業 (中央図書館 明德館河辺分館)	講座、講演会、資料展などを開催し、子どもから大人まで生涯学習の推進を図ります。	51 ・講座、講演会資料展の開催により図書館に親しんでもらい、生涯学習の推進を図る	51 (51) ・各種講座、講演会、資料展の開催 ・生涯にわたる読書活動の推進
明德館河辺分館図書資料整備費 (中央図書館 明德館河辺分館)	子どもから大人まで、広く市民の読書活動を支援します。	350 資料の収集、維持、管理、提供	536 (536) 児童書248冊を購入
土崎図書館経常事業 (土崎図書館)	講座、講演会、資料展などを開催し、子どもから大人まで多方面にわたる知的活動のきっかけを作ります。	787 ・各種講座、講演会、資料展の開催 ・生涯にわたる読書活動の推進	787 (787) ・市民文化講座4回 ・資料展2回 ・朗読会1回 ・図書館まつり ・読書感想文コンクール1回 ・児童朗読大会2回 ・おはなし会32回 ・対面朗読91回
土崎図書館図書資料整備費 (土崎図書館)	子どもから大人まで、広く市民の読書活動や調査活動を支援する資料を収集し、次世代に伝えるため維持・管理します。	1,228 各種資料を収集、維持、管理、提供	1,874 (1,874) ・各種資料を収集し、維持、管理、提供した。(うち児童書408冊購入)
新屋図書館経常事業 (新屋図書館)	講座、講演会、資料展などを開催し、子どもから大人まで生涯にわたる読書や学習の機会を提供します。また、おはなしの会などを開催し、子どもや子育てに携わる方の心の成長を支援します。	872 ・夏休み子ども講座の開催 ・資料展示 ・おはなしの会	819 (873) ・子ども講座(1回) ・資料展示(3回) ・おはなしの会(24回)
新屋図書館図書資料整備費 (新屋図書館)	子どもから大人までの、多方面にわたる知的活動を支援する資料を収集・整理し、次世代に伝えるため維持・管理します。	1,234 ・各種資料を収集、維持、管理、提供	1,879 (1,884) ・各種資料を収集、維持、管理、提供児童書購入 約430冊

〈単位:千円〉
 ()内は予算額

事業名 および担当課	事業概要	事業費・成果目標 21年度予算	事業費・成果 20年度決算見込み
雄和図書館経 常事業 (雄和図書館)	講座、講演会、資料展などを開催し、子どもから大人まで生涯にわたる読書や学習の機会を提供します。また、おはなしの会などを開催し、子どもや子育てに携わる方の心の成長を支援します。	533 ・各種講座、講演会、資料展の開催 ・生涯にわたる読書活動の推進	530 (533) ・各種講座、講演会、資料展の開催 ・生涯にわたる読書活動の推進を年間を通して実施した。
雄和図書館図 書資料整備費 (雄和図書館)	子どもから大人までの、多方面にわたる知的活動を支援する資料を収集・整理し、次世代に伝えるために維持・管理します。	1,102 ・各種資料を収集、維持、管理、提供	1,680 (1,682) ・各種資料を収集、維持、管理、提供を目的に親しみやすい図書館運営に努めた。
公民館補修等 経費 (中央公民館)	公民館の老朽化に伴う維持修繕・工事を実施し、備品を購入し、子どももさらに利用しやすいようにします。	7,563 ・各公民館の施設設備等の充実	5,000 (5,000) ・予算の範囲内で、各公民館の施設設備等の充実を図ることができた。
児童館等整備 事業 (生涯学習室)	旭南地区コミュニティセンターとの複合整備となる旭南児童館の改築により、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所の確保に努めます。	22,663 ・2カ年計画で実施している旭南児童館改築工事(旭南地区コミュニティセンターとの複合整備)の最終年度	94,280 (107,868) ・戸島児童室および金足東児童室の整備 ・旭南児童館の改築 ・下北手児童センター玄関ホーチ等改修
生涯学習・社 会教育推進経 費 (生涯学習室)	市民の高度化・多様化している「学び」のニーズに対応した学習機会の提供や情報提供、指導者・講師の養成や確保に努め、生涯学習・社会教育の推進を図ります。また、子ども会の活動を推進し、児童の健全育成を図ります。	5,269 ・生涯学習・社会教育の推進 ・子ども会活動の推進	3,378 (3,713) ・生涯学習・社会教育の推進 ・子ども会活動の推進
放課後子ども プラン推進事 業(放課後児 童健全育成事 業) (生涯学習室)	保護者会や社会福祉法人等に運営を委託し、昼間、保護者のいない家庭の児童を放課後に受入れ、健全育成活動を実施します。	56,225 ・実施施設数 28施設	50,727 (52,196) ・実施施設数 26施設
放課後子ども プラン推進事 業(放課後子 ども教室推進 事業) (生涯学習室)	放課後の子どもたちに健全な遊びの場と、様々な体験・交流・学習の機会を提供し、安全・安心な子どもの居場所づくりを推進します。	39,966 ・安全管理員77名 ・学習アドバイザー19名 ・コーディネーター 2名 ・遊びのコーディネーター 2名	34,025 (34,638) ・安全管理員77名 ・学習アドバイザー14名 ・コーディネーター 1名 ・遊びのコーディネーター 2名
児童館運営体 制強化事業 (生涯学習室)	利用児童数が多く、かつ建物の構造上、指導に支障が生じる児童館等を3人体制とし、行き届いた遊びの指導を実施します。	9,288 ・児童厚生員数 9名増	9,266 (9,351) ・児童厚生員数 9名増
児童厚生施設 等関係経費 (生涯学習室)	各児童館等に遊びの指導を行う児童厚生員を2人以上配置し、子どもに健全な遊びの場・機会を提供します。	10,813 ・児童館等の適切な運営	13,742 (13,872) ・児童館等の適切な運営

〈単位:千円〉
()内は予算額

事業名 および担当課	事業概要	事業費・成果目標 21年度予算	事業費・成果 20年度決算見込み
少年指導センター管理費 【追加】 (青少年センター)	青少年の非行防止や健全育成のため巡回指導、有害環境の浄化活動、わかさ相談電話を行います。	2,319 ・少年指導員314名 ・電話相談員 1名	— (—) —
小学校「総合的な学習の時間」支援事業 (学校教育課)	小学校での「総合的な学習の時間」における校内外での体験活動等を支援します。	16,025 ・外部講師数 1,373人	17,360 (17,360) ・外部講師数 2,332人
副読本関係事業 (学校教育課)	小学校における社会科、健康教育、安全教育に関する副読本「私たちの秋田市」「私たちの健康」を作成、「私たちの安全」「私たちの秋田県」を購入し、該当学年の全児童に配布します。	7,069 ・「私たちの秋田市」配布冊数 3,170冊 ・「私たちの健康」配布冊数 11,910冊 ・「私たちの安全」配布冊数 2,950冊 ・「私たちの秋田県」配布冊数 2,960冊	6,878 (6,878) ・「私たちの秋田市」配布冊数 3,100冊 ・「私たちの健康」配布冊数 12,080冊 ・「私たちの安全」配布冊数 2,950冊 ・「私たちの秋田県」配布冊数 3,000冊
適応指導センター「すくうる・みらい」運営事業 (学校教育課)	適応指導教室「すくうる・みらい」を中心として、不登校児童生徒に対して集団に適應できるよう個別指導するほか、保護者・教職員に対する支援を行います。	3,371 ・教育相談 年間140時間 ・フレッシュフレンド派遣 15名 ・学校派遣相談員派遣 9小学校 120回 21年度予算額が大幅に減少したのは、一部を人件費に移行したため。	8,983 (8,983) ・教育相談 年間140時間 ・フレッシュフレンド派遣 12名 ・学校派遣相談員派遣 5小学校 120回
特別支援教育推進事業 (学校教育課)	・学校行事等支援 障害のある児童生徒が長時間の学校行事、校外学習に参加する際、サポーターを派遣します。 ・学級生活支援 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対し、障害の程度、学級の実情等に応じてサポーターを派遣します。 ・日本語指導支援 国籍を問わず、日本語の理解が十分でない児童生徒に対してサポーターを派遣します。	964 ・学校行事等支援サポーター派遣時数 528時間 ・学級生活支援サポーター派遣校 61校 ・日本語指導支援サポーター派遣校 10校 21年度予算額が大幅に減少したのは、サポーター謝礼を人件費に移行したため。	49,963 (49,963) ・学校行事等支援サポーター派遣時数 528時間 ・学級生活支援サポーター派遣校58校 ・日本語指導支援サポーター派遣校8校
特別非常勤講師活用事業 (学校教育課)	各校の希望をもとに、幅広い経験に基づく優れた知識や技術を有する社会人を小・中学校に派遣します。	1,136 ・派遣時間 年355時間	1,136 (1,136) ・派遣時間 年355時間
学校教育懇談員活用推進事業 (学校教育課)	市立小・中学校に、ブロックごとの学校教育懇談員を委嘱し、各校長の求めに応じて、学校運営等について意見や助言をいただきます。	980 ・懇談員数 70名	980 (980) ・懇談員数 70名

〈単位:千円〉
 ()内は予算額

事業名 および担当課	事業概要	事業費・成果目標 21年度予算	事業費・成果 20年度決算見込み
中学校「総合的な学習の時間」支援事業 (学校教育課)	中学校での「総合的な学習の時間」における校内外での体験活動等を支援します。	7,929 ・外部講師数 365人	8,650 (8,650) ・外部講師数 313人
「はばたけ 秋田っ子」教育推進事業 (学校教育課)	市内の中学生が日頃取り組んでいる文化活動を発表し合う「中学校文化フェスティバル」や中学生が一つのテーマに基づいて自ら企画し行動する「中学生サミット」を開催するほか、複数の学校が協力して合同体験を実施する「学校群合同体験活動」を実施し、感動体験の充実を図ります。	3,487 学校群合同体験活動 ・小学校実施グループ6 ・中学校実施グループ1	3,621 (3,621) 学校群合同体験活動 ・小学校実施グループ6 ・中学校実施グループ1
「心の教室相談員」活用調査研究事業 (学校教育課)	生徒が悩みや不安を気軽に話せる第三者的な存在として、中学校に「心の教室相談員」を配置します。	507 ・配置校 5校 ・時間 512時間	381 (761) ・配置数 2校 ・時間 384時間 20年度決算見込額は、県からの委託金が半額に減額されたことによる。
外国語指導助手活用経費 (学校教育課)	中学校における日本人英語教師とALTとのチームティーチングの1学級あたりの授業回数を、年35回(授業3回に1回)に増やすため、ALTの人数を19人とします。 (「ALT」…「Assistant Language Teacher」の略)	8,903 ・授業回数 35回 ・ALT 19人	9,071 (9,071) ・授業回数 33回 ・ALT 18人
中学校部活動外部指導者派遣事業 (学校教育課)	各中学校の派遣希望をもとに、専門的な技術を有する社会人を中学校の運動部および文化部に派遣します。	2,706 ・派遣人数 44名 ・派遣回数 1名当たり年20回	2,706 (2,706) ・派遣人数 44名 ・派遣回数 1名当たり年20回
中学校補助教材購入経費 (学校教育課)	体育実技テキスト、5万分の1地図の中学校における補助教材を購入し、中学校1年生に配布します。	2,883 ・体育実技テキスト配付冊数3,100冊 ・5万分の1地図配付冊数3,100冊	2,883 (2,883) ・体育実技テキスト配付冊数3,100冊 ・5万分の1地図配付冊数3,100冊
学校指導関係経費 (学校教育課)	学校教育指導に要する経費を支出します。	6,908 ・教育相談推進委員会 2回 ・健康教育・性教育推進委員会 2回	6,916 (6,916) ・教育相談推進委員会 2回 ・健康教育・性教育推進委員会 2回
教職員研修推進事業 (教育研究所)	多様化する教育課題に適切に対応できる指導体制の充実をはかるため、基本研修、職務別研修、専門研修、特別研修等を体系的に実施し、教職員の資質向上を図ります。	3,700 ・研修会の実施 75講座	3,442 (3,827) ・研修会の実施 71講座

〈単位:千円〉
 ()内は予算額

事業名 および担当課	事業概要	事業費・成果目標 21年度予算	事業費・成果 20年度決算見込み
幼稚園就園奨励事業 (学事課)	私立幼稚園の設置者が、園児の属する世帯の所得状況に応じて、入園料および保育料を減免する措置に対し補助します。 また、所得制限をもうけ保育料等の経費の一部を補助します。	582,273 ・就園奨励費 3,844人 ・すこやか子育て(第1・2子) 2,711人 ・すこやか子育て(第3子以降) 516人	585,238 (556,200) ・就園奨励費 3,974人 ・すこやか子育て(第1・2子) 2,841人 ・すこやか子育て(第3子以降) 575人
私学振興助成事業 (学事課)	幼稚園教育の振興をはかるため、秋田市私立幼稚園協会に対して事業費を補助します。	18,000 ・1団体	19,324 (19,523) ・1団体 ・1法人(幼稚園)
小・中学校就学奨励事業 (学事課)	経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費や学校給食費、医療費などを援助します。 また、市立小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、負担能力の程度に応じ特別支援教育就学奨励費を援助します。	292,282 ・就学援助 小学校 2,057人 中学校 1,304人 ・特別支援 小学校 98人 中学校 36人	264,012 (269,848) ・就学援助 小学校 1,954人 中学校 1,143人 ・特別支援 小学校 107人 中学校 26人
小学校スクールバス運行経費 (学事課)	河辺、雄和、太平地区で小学校スクールバスを運行します。	3,217 ・配置数 4台	3,159 (3,470) ・配置数 5台
小学校通学支援事業 (学事課)	遠距離通学する児童の通学費の一部を補助し、また言語障害等児童の通学に係る保護者の交通費を補助します。	1,998 ・遠距離通学費 343人 ・言語障害等通学費 2人	1,051 (2,183) ・遠距離通学費 177人 ・言語障害等通学費 1人
小学校特別支援学級新設経費 (学事課)	新設される小学校特別支援学級において、児童の障害に適応した教育を行うための備品を購入します。	628 ・新設学級 4学級	1,094 (1,570) ・新設学級 8学級
小学校保健事業 (学事課)	児童および教職員に係わる定期健康診断、学校飲料水・プール水の水質検査、就学時健康診断等、各種健診検査業務を実施します。	43,429 ・実施校 47校	40,874 (44,541) ・実施校 47校
小学校給食事業 (学事課)	小学校における安全で安心な学校給食を提供します。	109,592 ・小学校47校 年間約190日	105,077 (107,468) ・小学校47校 年間約190日
小学校教育団体・各種大会出場費補助金 (学事課)	小学校において各種大会に出場する際の経費について補助します。	504 ・3校	517 (720) ・4校

〈単位:千円〉
 ()内は予算額

事業名 および担当課	事業概要	事業費・成果目標 21年度予算	事業費・成果 20年度決算見込み
健康教育推進 関係団体事業 費補助金 (学事課)	本市学校保健の振興と児童生徒・教職員の健康保持増進に寄与することを目的とした「秋田市学校保健会」がその目的を達成するために実施する事業に対し、補助金を交付します。	179 ・補助対象3事業	256 (256) ・補助対象3事業
小学校理科教育 施設整備経 費 (学事課)	理科教育振興法に基づく小学校の理科設備および算数設備の整備を計画的に行い、設備の更新および現有率の上昇を図り学習環境を充実します。	1,360 ・理科 10校 算数 2校	1,928 (1,944) ・理科 10校 算数 2校
小学校教師用 教科書・指導 書購入経費 (学事課)	小学校教師用教科書・指導書を購入します。また、教育効果を高めるため、特別支援学級に入級する児童それぞれの能力に応じて、使用する他学年の教科書を買換えます。さらに、特別支援学校用の教科書、指導書を補充します。	456 ・教師用教科書 20校30学級 ・特別支援学級児童・ 教師用教科書・指導 書 37校69学級	381 (718) ・教師用教科書 23校分 ・教師用指導書 1校分 ・特別支援学級児童・ 教師用教科書・指導 書 6校分
中学校スкуль バス運行経 費 (学事課)	雄和地区で中学校スクールバスを運行します。	1,624 ・配置数 2台	1,914 (2,022) ・配置数 2台
中学校通学支 援事業 (学事課)	遠距離通学する生徒の通学費の一部を補助します。	1,615 ・122人	454 (1,825) ・37人
中学校特別支 援学級新設経 費 (学事課)	新設される特別支援学級において、生徒の障害に適応した教育を行うための備品を購入します。	314 ・新設学級 2学級	110 (314) ・新設学級 1学級
中学校保健事 業 (学事課)	生徒および教職員に係わる定期健康診断、学校飲料水・プール水の水質検査等、各種健診検査業務を実施します。	19,873 ・実施校 24校	18,036 (20,922) ・実施校 24校
中学校給食事 業 (学事課)	中学校における安全で安心な学校給食を提供します。	58,281 ・中学校24校 年間約190日	53,295 (57,043) ・中学校24校 年間約190日
中学校教育団 体・各種大会 出場費補助金 (学事課)	秋田市中学校体育連盟に対して事業費を補助し、また、中学生の各種大会出場費を補助します。	10,119 ・1団体3大会へ補助	12,177 (14,463) ・1団体3大会へ補助
中学校理科教育 施設整備経 費 (学事課)	理科教育振興法に基づく中学校の理科設備および数学設備の整備を計画的に行い、設備の更新および現有率の上昇を図り学習環境を充実します。	1,486 ・理科 11校 ・数学 2校	2,112 (2,124) ・理科 11校 ・数学 2校

〈単位:千円〉
 ()内は予算額

事業名 および担当課	事業概要	事業費・成果目標 21年度予算	事業費・成果 20年度決算見込み
中学校教師用教科書・指導書購入経費 (学事課)	中学校教師用教科書・指導書を購入します。また、教育的効果を高めるため、特別支援学級に入級する生徒それぞれの能力に応じて、使用する他学年の教科書を買換えます。さらに、特別支援学校用の教科書、指導書を補充します。	219 ・教師用教科書 3校5名 ・特別支援学級生徒・教師用教科書・指導書 14校20学級	46 (358) ・教師用教科書 9校分 ・特別支援学級生徒・教師用教科書・指導書 1校分
小・中学校増改築等事業 (教委・総務課)	秋田北中学校の既存校舎を解体後グラウンドやプールを築造します。また、土崎中学校の校舎改築準備に着手すると共に岩見三内小学校の校舎、体育館等の改築に着手します。	526,633 ・秋田北中の既存校舎解体・グラウンド等整備、土崎中の校舎改築準備、岩見三内小の改築	1,257,664 (1,275,202) ・秋田北中改築、岩見三内小基本・実施設計
小・中学校大規模改造事業 【新規】 (教委・総務課)	岩見三内中学校の校舎を小学校も使えるように大規模改造します。(2か年継続事業)	655 ・岩見三内中大規模改造	— (—) —
小・中学校耐震補強等事業 (教委・総務課)	岩見三内中学校の体育館の耐震補強に着手します。	2,541 ・岩見三内中学校体育館耐震補強	43,342 (67,620) ・耐震診断 13校
御所野学院中学校説明会等経費 (御所野学院高等学校)	御所野学院中学校の学校説明会等に関する経費を支出します。	680 ・市立小学校46校6年生に対する中高一貫教育のPR	598 (598) ・市立小学校46校に対する中高一貫教育のPR
秋田商業高校教育振興費 (秋田商業高校)	秋田商業高校の教育用コンピュータ等を更新します。	9,107 ・コンピュータ 90台等更新	2,852 (3,066) ・コンピュータ 45台等更新
秋田商業高校保健事業 (秋田商業高校)	秋田商業高校の生徒および教職員の定期健康診断や生徒の学校災害に伴う共済等の経費を支出します。	6,419 ・生徒 711人 ・教職員 68人	4,463 (6,415) ・生徒 714人 ・教職員 66人
秋田商業高校耐震補強等事業 (秋田商業高校)	秋田商業高校の屋内運動場と格技場の耐震補強工事を実施します。更に、老朽化が進んでいる屋内運動場屋根等を改修します。	68,385 ・耐震補強工事(格技場・屋内運動場) ・改修工事(屋内運動場屋根・トイレ・ステージ)	38,129 (50,116) ・教室棟耐震補強工事 ・全ての耐震診断対象棟の耐震診断 ・灯油供給設備改修工事
秋田商業高校施設等改修事業 (秋田商業高校)	秋田商業高校校舎等の老朽化に対応した改修工事等を実施します。	— 20年度事業終了	596 (1,097) ・屋内野球練習場解体

〈単位:千円〉
 ()内は予算額

事業名 および担当課	事業概要	事業費・成果目標 21年度予算	事業費・成果 20年度決算見込み
御所野学院高校保健事業 (御所野学院高等学校)	御所野学院高等学校の生徒、職員の検診等、学校保健に関する経費を支出します。	1,524 ・定期健康診断生徒・職員受診率 100%	1,607 (1,607) ・定期健康診断生徒・職員受診率 100%
附属高等学院教育設備等整備事業 (美短・総務課)	附属高等学院の教育設備・備品等の整備を行います。	700 ・図書の整備の実施 ・製図用デスクの整備の実施	749 (850) ・図書の整備の実施 ・金属工芸関係機器の整備の実施
短期大学教務経費 (美短・学生課)	効果的な学生募集のために、進学説明会の開催や高校訪問を行います。	10,872 ・進学説明会 12回開催 ・高校訪問 197校 ・シラバス 280部	11,514 (11,896) ・説明会 12回開催 ・高校訪問 197校 ・シラバス 280部
大学コンソーシアムあきた事業経費 (美短・総務課)	「大学コンソーシアムあきた」と連携し、連携公開講座、高大連携授業および単位互換などを実施し、高等教育機関の連携・交流を図り、大学の地域貢献を行います。	100 ・大学コンソーシアムあきたを通じて高等教育機関の連携・交流を図りながらの地域貢献の推進	100 (100) ・大学コンソーシアムあきたを通じて高等教育機関の連携・交流を図りながらの地域貢献の推進
CALL教室設備整備事業 (美短・総務課)	コンピュータを使用した語学学習システムを導入し、教育内容の充実を図ります。	2,709 ・CALLシステムの賃貸借経費	2,709 (2,709) ・CALLシステムの賃貸借経費
学内情報システム更新事業 (美短・総務課)	学内情報システムにより、教員間等の情報の共有を行います。	34,398 ・学内情報システムの運用	34,398 (34,398) ・学内情報システムの運用
短期大学教育設備等整備事業 (美短・総務課)	コンピュータソフトのバージョンアップや工芸関連設備について整備を行います。 附属図書館の蔵書を、美術・デザイン系の大学にふさわしい専門図書を中心に整備(平成24年度までに4万冊)し、図書の充実を図ります。	11,227 ・コンピュータソフトのバージョンアップ ・ガラスカット用小割切断機、エアリフト、キルン用実験炉、電気炉の教育用設備の整備 ・図書1,200冊の整備	10,854 (11,058) ・画像編集ソフト、グラフィックソフトのバージョンアップ ・アニメーションソフト、デジタルビデオ編集ソフトの整備 ・プロジェクター、携帯スクリーン等の教育用設備実施 ・図書1,200冊の整備
就職対策活動事業 (美短・総務課)	就職率向上のため、企業訪問を実施するほか、就職用パンフレットを作成します。	5,794 ・企業訪問 80企業 ・就職用パンフレット 6,000部作成 ・協議会 年2回開催	5,695 (5,968) ・企業訪問 78企業 ・就職用パンフレット 5,000部作成 ・協議会 年2回開催

ウ 地域の役割(第12条)

秋田市子ども条例

(地域の役割)

第12条 地域の住民および地域の関係団体は、地域が子どもの社会性および豊かな人間性を育む場であることを認識し、子どもの育成について、次の役割を果たすよう努めます。

- (1) 相互に連携し、又は協力し、地域社会全体で子どもの育成が図られるための環境づくりを進めること。
- (2) 子どもが文化、スポーツ、自然環境等を学び、地域行事など社会性を育むことができる体験をする機会を提供するなど、子どもが地域社会の一員として、自主的かつ主体的に活動できるための必要な支援を行うこと。

目標および取組方針

本条では、「地域の役割」について、次の2つが示されております。

- ①地域社会全体で子どもを育成するための「環境づくり」を進めること。
- ②「子どもが地域社会の一員として、自主的かつ主体的に活動できるための必要な支援」を行うこと。

「地域」は、子どもの育成に大きな影響を及ぼす場として、大切な役割を担っています。そのため、地域社会全体が子どもに関心を持ち、温かく見守りながら子どもの育成に関わりを持てる地域の組織づくりの支援に努めることによって地域力を高めるとともに、地域で子どもを育てる体制づくりを支援するため情報提供を行います。

平成21年度事業費計

425,845 千円

〈単位:千円〉
()内は予算額

事業名 および担当課	事業概要	事業費・成果目標 21年度予算	事業費・成果 20年度決算見込み
集会所類似施設整備・建設費補助金 (地域振興課)	子ども会活動のほか様々な地域自治活動の拠点となる町内集会所の建設や整備しようとする町内会に対して、補助金を交付し、各種自治活動の振興を図ります。 現行(S57～) 建設補助1万円/m ² (限度額99万円) 備品補助3万円・5万円 営繕補助6万円・10万円	3,690 ・補助 21団体	4,823 (5,170) ・補助 16団体
集会所類似施設建設資金貸付金 (地域振興課)	子ども会活動のほか様々な地域自治活動の拠点となる町内集会所を建設しようとする町内会に対して、建設資金の貸付を行い、町内会財政の負担軽減を図り、地域自治活動の振興を図ります。	700 ・貸付 1団体	10,300 (10,300) ・貸付 2団体
地域づくり組織等設立支援経費 (地域振興課)	(仮称)北部市民サービスセンターの開設にあわせ、子育て支援関係者を含めた地域づくり組織などの結成に向けた取り組みを支援するほか、西部地域の結成状況を踏まえながら、他の地域における組織の結成に向けた検討を進めます。	385 ・研修会の開催 ・北部の地域づくり組織の準備委員会立ち上げ	410 (456) ・学習会(3回)の開催

〈単位:千円〉
 ()内は予算額

事業名 および担当課	事業概要	事業費・成果目標 21年度予算	事業費・成果 20年度決算見込み
西部市民サービスセンター整備事業 (地域振興課)	新屋支所、西部公民館の複合化とともに、子育て支援機能など新たな機能を加えた市民協働と都市内地域分権の拠点施設として、西部市民サービスセンターの平成21年5月開設に向け、建築工事等を行います。	149,094 <ul style="list-style-type: none"> ・建築工事 ・電気設備工事 ・支所・公民館解体工事、引越経費 ・環境整備工事 	1,097,106 (1,120,780) <ul style="list-style-type: none"> ・建築工事 ・電気設備工事 ・昇降機工事 ・給排水工事 ・空調工事 ・ガス工事
(仮称)北部市民サービスセンター整備事業 (地域振興課)	土崎支所、土崎公民館・体育館の複合化とともに、子育て支援機能など新たな機能を加えた市民協働と都市内地域分権の拠点施設として、(仮称)北部市民サービスセンターの平成23年度開設に向け、21年度は杭打ち工事、建築工事等を行います。	267,707 <ul style="list-style-type: none"> ・杭打ち工事 ・建築工事 ・家屋等調査 	69,174 (72,509) <ul style="list-style-type: none"> ・実施設計 ・地質等調査
河辺・雄和両市民センターの市民サービスセンター化事業 【新規】 (地域振興課)	河辺・雄和両市民センターの23年度市民サービスセンター化に向け、子育て支援関係者を含めた地域づくり組織などの結成を見据えた取り組みを支援する。	—	— (—) <ul style="list-style-type: none"> ・都市内地域分権を題目とした、町内会やその連合会への研修会開催 ・河辺・雄和地域の地域づくり組織の準備委員会立ち上げ
地域愛形成事業 (地域振興課)	市民から事業の提案を募集し、市と協力しながら事業を実施する仕組みを構築することで、市民が自分の住む地域に愛着を持ち、地域の課題を解決できる機会を拡充します。	100 <ul style="list-style-type: none"> ・提案事業を募集 	90 (103) <ul style="list-style-type: none"> ・提案対象事業数5件
子ども体験活動推進事業 (生涯学習室)	公民館や学校施設等を活用し、子どもや親子を対象にした各種体験活動を実施し、地域で子どもを育てる体制づくりを支援します。また、民間を含めた様々な子ども向け行事に関する情報提供を行います。	2,293 <ul style="list-style-type: none"> ・学校開放 47小学校*12回 ・プレスタ発行 17,000部*2回 ・体験講座10事業 	3,902 (4,187) <ul style="list-style-type: none"> ・学校開放 47小学校*12回 ・プレスタ発行 17,000部*3回 ・体験講座22事業
成人の日記念事業 (生涯学習室)	2分の1成人の参加などにより、新成人の新しい門出を祝福し、新成人としての責任と自覚を促す機会を創出します。	1,876 <ul style="list-style-type: none"> ・参加率 78.0% 	2,088 (2,127) <ul style="list-style-type: none"> ・参加率 77.4%

エ 職場の役割(第13条)

秋田市子ども条例

(職場の役割)

第13条 職場は、事業活動およびその社会的機能を通じて、子どもの育成に貢献すべき社会的使命を帯びていることを認識し、子どもの育成について、次の役割を果たすよう努めます。

- (1) 事業主および従業員の連携および協力の下、保護者が安心して仕事に就きながら、その子どもの健全な育成にかかわっていくことができるための職場環境づくりを図ること。
- (2) 家庭、学校等、地域および市が行う職場体験活動などの子どもの社会性を育む活動に協力すること。

目標および取組方針

本条では、「職場の役割」について、次の2つが示されています。

①子どもの健全育成のための「環境づくり」を図ること。

②子どもの「社会性を育む活動」に協力すること。

従来、子育てと職場の関係は、生活基盤の形成としての面が多く考えられてきました。

しかし、近年、働き方の多様化が進む中で、労働者一人ひとりがその価値観やライフスタイルに応じて柔軟な働き方を選択でき、それぞれの能力に応じた適正な処遇や労働条件が確保されるよう求められています。そのため、求職者を対象に就職支援講座を実施し就業機会の拡大を図るとともに、高校生を対象に、職業に就くことの大切さを認識させるために、しっかりとした職業観の醸成を図る就業支援などを行います。

平成21年度事業費計

28,970 千円

〈単位:千円〉
()内は予算額

事業名 および担当課	事業概要	事業費・成果目標 21年度予算	事業費・成果 20年度決算見込み
就業支援事業 【拡充】 (工業労政課)	求職者を対象に企業が求める人材を育成するための講座の実施や、高校生を対象に早期離職の抑制やしっかりとした職業観を持つための講座を実施します。 若年無業者対策として関係機関と連携し講演会等を行い、就労へと導く方策について検討します。	8,528 ・高校3年生就職支援講座 16回 ・高校2年生就職支援講座 5回 ・若年無業者関連講演会/ワークショップ 1回 ・求職者就職支援講座 24回	3,658 (4,300) ・高校3年生就職支援講座 16回 ・高校2年生就職支援講座 5回 ・若年無業者関連講演会/ワークショップ 1回
勤労者福祉サービス事業 (工業労政課)	市内中小企業に働く労働者の福利厚生充実と生活の安定を図るため、共済給付、福利厚生、生活資金貸付等の事業を行なう秋田市勤労者福祉サービスセンターの運営に補助します。	20,400 ・加入事業所 780 ・加入者数 6,000	20,400 (20,400) ・加入事業所 761 ・加入者数 5,882 [H21.3]
勤労者福祉雇用推進事業 【追加】 (工業労政課)	新規学卒者の雇用促進のため看板を設置し啓発を行う。	42 学卒早期求人呼びかけ広報看板掲示(6月)	40 (50) 学卒早期求人呼びかけ広報看板掲示(6月)

9-3 市の責務(秋田市子ども条例第4章)

ア 市の責務(第14条)

秋田市子ども条例

(市の責務)

第14条 市は、子どもの育成について、次の責務を果たします。

- (1) 子どもの育成にかかわる政策を総合的かつ計画的に実施すること。
- (2) 家庭、学校等、地域および職場における子どもの育成に関する取組について、必要な支援を行うとともに、これらの相互の連携および協力による活動の促進に資する調整および支援を行うこと。
- (3) 子どもの育成についての政策の実施に当たっては、市民の理解、協力および参加が得られるよう努めること。
- (4) 子どもの視点および意見を反映させた施策の推進に努めること。
- (5) この条例の目指すところや内容について、市民に分かりやすく広めるなど、周知、啓蒙および啓発に努めること。

目標および取組方針

本条では、本条例を推進するための「市」の責務について、次の5つを示しています。

- ①政策の総合的・計画的な実施。
- ②家庭、学校等、地域、職場への支援とこれらの活動の促進に資する調整。
- ③市民の理解、協力、参加の確保。
- ④子どもの意見を反映させた施策の推進。
- ⑤条例の周知・啓発。

平成18年の条例制定初年度は、啓発用リーフレットの作成・配布により、子どものいる家庭などに広く基本理念の周知を図りました。

19年度は、本条例の規定に基づく推進計画を策定しました。推進計画は、実効性をもたせた単年度毎の計画であり、条例のめざすところが確実に反映されるように努めます。

また、本市が今まで進めてきた子ども関連施策の推進とともに、特に、示された5つの責務を踏まえ、効果的な事業の進め方などについて、さらに研究していきます。

平成21年度事業費計

2,046 千円

〈単位:千円〉
()内は予算額

事業名 および担当課	事業概要	事業費・成果目標 21年度予算	事業費・成果 20年度決算見込み
次世代育成支援の推進 (男女共生・次世代育成支援室)	「平成21年度秋田市子ども条例推進計画」を策定し、本市子ども関連事業の実施状況を整理します。 また21年度は、「秋田市次世代育成支援行動計画」の後期計画策定時期となっており、策定に当たっては、子ども条例の理念の反映に努めます。子ども条例の理念、精神を十分に尊重しながら、子ども条例推進計画と次世代育成支援行動計画を車の両輪とし、子ども関連の施策を強力に押し進め、子どもが健全に育まれるよう、全庁をあげて効果的に推進していきます。	54 ・推進計画を策定し、市ホームページ「子育て情報」に掲載することで、周知を図る。(21年4月) ・各種イベントにおいて、子ども条例のパンフレットを配付し、広く周知する。	53 (54) ・推進計画を策定し、市ホームページ「子育て情報」に掲載することで周知した。(20年4月) ・各種イベントにおいて、子ども条例のパンフレットを配付し、広く周知することができた。

秋田市未来を築く子どもを育むための市民や社会の役割に関する条例

目次

前文

第1章 総則(第1条―第3条)

第2章 子どもにとって大切なこと(第4条―第9条)

第3章 それぞれの役割(第10条―第13条)

第4章 市の責務(第14条)

第5章 基本となる政策(第15条・第16条)

第6章 推進体制(第17条)

第7章 雑則(第18条)

附則

子どもは社会の宝であり、希望です。一人ひとりが、さまざまな個性や能力や夢をもったかけがえのない存在です。子どもが一人の人間として尊重され、社会の一員として重んじられながら、自らの可能性を伸ばし、未来に向かって健やかに育っていくことができる社会であることは、時代を超えた市民すべての願いです。

いじめ、体罰、児童虐待や子どもが当事者となる事件の多発、そして、不登校の増加傾向などに加え、核家族化、少子化、さらには都市化の進行や有害情報のはん濫など、時代や社会の進展の中で、子どもを取り巻く環境は、ますます厳しく、複雑になってきています。すべての子どもが、生き生きと輝き、伸びやかに、たくましく育っていける、そして、子どもが、自分を大切にすなかで、他者をも大切にし、お互いを尊重し合える力をつけていくことができる環境をつくっていくことは、大人や社会の役割であり、また、責任でもあります。

そのためには、市民一人ひとりが、子どもに対してどのような人間になってほしいかというそれぞれの願いをもって、子どもの育成に主体的にかかわり、何をなすべきかを共に考え、話し合い、共通の認識をもつことが望まれます。家庭、学校等、地域や職場をはじめ、その全体にかかわる市には、それぞれの役割や責任を再確認し、相互の連携と協力や全体としての協働による取組が求められます。

すべての子どもが健やかに生まれ、そして、秋田市民一人ひとりが未来を築く子どもの育成に誇りと喜びを感じることができる社会の実現を図るため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの育成について、基本理念を定め、家庭、学校等、地域および職場の役割ならびに市の責務を明らかにするとともに、市の基本となる政策等を定めることにより、未来を築くすべての子どもが健やかに生まれ、かつ、市民一人ひとりが子どもの育成に誇りと喜びを感じることができる社会の実現を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の者をいいます。

(基本理念)

第3条 子どもの育成における基本理念は、次に掲げる事項とします。

- (1) 子どもの人格および子どもが権利の主体であることを尊重すること。
- (2) 子どもに関心を寄せ、温かく見守り、向き合うほか、子どもとの信頼関係の構築に配慮するとともに、子どもとの日常的な触れ合いを大切にすること。
- (3) 家庭、学校等、地域、職場および市は、子どもの育成におけるそれぞれの役割又は責務に応じた自主的かつ主体的な取組を図るとともに、相互の連携および全体としての協働を図ること。

第2章 子どもにとって大切なこと

(子どもの個の尊重)

第4条 市と市民は、子どもが一人の人間としてその人格や個性が尊重されるとともに、子ども自身においても、自己を大切にするとともに他者をも尊ぶことの大切さを学び、自覚できる社会環境づくりに努めます。

(子どもの意見表明)

第5条 市と市民は、子どもが、自分で思ったこと、考えたこと、感じたことを素直に、かつ、自由に表現するとともに、意見および希望として表明することができるよう、子どもの年齢および成長を相応に考慮しつつ、必要な支援に努めます。

(子どもの参加)

第6条 市と市民は、子どもの自主性および主体性を大切にしながら、社会参加などの促進が図られるよう必要な支援に努めます。

(子どもの場の確保)

第7条 市と市民は、子どもが遊び、学び、集うことができる場とともに、心の居場所が確保されるよう必要な支援に努めます。

(子どもの心身の健康)

第8条 市と市民は、子どもが心身ともに健やかに、かつ、たくましく成長することができるよう必要な支援に努めます。

(子どもの安全確保)

第9条 市と市民は、子どもを犯罪、交通事故、いじめ、児童虐待等の被害および子どもを取り巻く有害な環境から守る活動等の推進により、子どもが健やかに成長することができる安全で良好な環境づくりに努めます。

第3章 それぞれの役割

(家庭の役割)

第10条 家庭は、子どもにとって最も身近で、最も小さな社会的単位としての成長の原点であるという認識の下、子どもの育成について、次の役割を果たすよう努めます。

- (1) 家族は、互いのきずな、愛情および触れ合いを大切にしながら、子どもの心身のよりどころとしての家庭環境づくりを図ること。
- (2) 保護者は、子どもと共に育ち合う中で、子どもが、自ら学び、自ら考え、自らを変えていく力など、育つ力を蓄え、発揮していくことができるよう図ること。
- (3) 保護者は、子どもと共に語り、考え、行動しながら、子どもが基本的な生活習慣や社会のきまりを身に付けていくことができるよう図ること。

(学校等の役割)

第11条 学校等は、それぞれの設置目的、理念等に基づき、子どもの育成における重要な社会的使命を担うことを認識し、次の役割を果たすよう努めます。

- (1) 子どもが集団の中で可能性を開花させていくために必要な、豊かな人間性および社会性をはじめ、自ら課題をみつけ、自ら考え、自ら解決していく力や基礎学力など、生きる力を、子どもの心身の発達段階に応じて育てていくこと。
- (2) 子どもの発達段階に応じた、喜び学ぶ場、遊ぶ学びの場および生きる学びの場としての環境づくりを図ること。

(地域の役割)

第12条 地域の住民および地域の関係団体は、地域が子どもの社会性および豊かな人間性を育む場であることを認識し、子どもの育成について、次の役割を果たすよう努めます。

- (1) 相互に連携し、又は協力し、地域社会全体で子どもの育成が図られるための環境づくりを進めること。
- (2) 子どもが文化、スポーツ、自然環境等を学び、地域行事など社会性を育むことができる体験をする機会を提供するなど、子どもが地域社会の一員として、自主的かつ主体的に活動できるための必要な支援を行うこと。

(職場の役割)

第13条 職場は、事業活動およびその社会的機能を通じて、子どもの育成に貢献すべき社会的使命を帯びていることを認識し、子どもの育成について、次の役割を果たすよう努めます。

- (1) 事業主および従業員の連携および協力の下、保護者が安心して仕事に就きながら、その子どもの健全な育成にかかわっていくことができるための職場環境づくりを図ること。
- (2) 家庭、学校等、地域および市が行う職場体験活動などの子どもの社会性を育む活動に協力すること。

第4章 市の責務

(市の責務)

第14条 市は、子どもの育成について、次の責務を果たします。

- (1) 子どもの育成にかかわる政策を総合的かつ計画的に実施すること。
- (2) 家庭、学校等、地域および職場における子どもの育成に関する取組について、必要な支援を行うとともに、これらの相互の連携および協力による活動の促進に資する調整および支援を行うこと。
- (3) 子どもの育成についての政策の実施に当たっては、市民の理解、協力および参加が得られるよう努めること。
- (4) 子どもの視点および意見を反映させた施策の推進に努めること。
- (5) この条例の目指すところや内容について、市民に分かりやすく広めるなど、周知、啓蒙および啓発に努めること。

第5章 基本となる政策

(推進計画)

第15条 市は、子どもの育成について、その政策を計画的に進めていくための基本となる計画(以下「推進計画」といいます。)をつくります。

- 2 市は、推進計画を策定するときは、この条例の趣旨に基づき、市民から意見等を求め、その反映に努めます。
- 3 市は、推進計画を策定したときは、分かりやすく公表します。

(評価)

第16条 市は、推進計画に基づいて行った事業等の結果について評価します。

- 2 市は、前項の評価について、分かりやすく、速やかに公表します。

第6章 推進体制

(推進体制)

第17条 市は、子どもの育成についての政策を総合的かつ計画的に進めるため、総合的な推進体制を整備します。

第7章 雑則

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めます。

附 則

この条例は、平成18年5月5日から施行します。

平成21年度秋田市子ども条例推進計画

平成21年4月 発行

編集・発行◎秋田市
事務局◎男女共生・次世代育成支援室
〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
TEL 018(866)2141